

# **物流改正法の施行について**

## **資料**

**令和7年3月10日**

**国土交通省 物流・自動車局**



令和7年3月局課  
命物・物流・自動車策

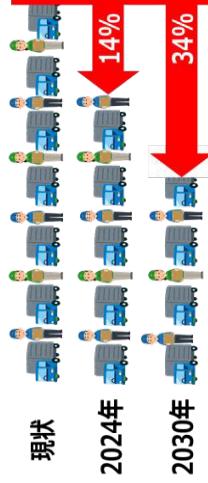
## 新物効法の施行について

# I. 新物効法の概要

# 「物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
  - ・物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
  - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）**②物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\*1元請トランク事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査、公表を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や定期報告等を義務付け、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を義務付け。  
※法律の名称を変更。  
※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉



### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け\*2。  
○元請事業者\*3に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。  
○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。  
\*2・3 下請取扱いによる利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**。
- 国土交通省HPにおけるムダ表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

#### 【目標・効果】 物流の持続的成長

[KPI] 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減  
○積載率向上による輸送能力の増加  
16パーセント増加

年間125時間/人削減  
16パーセント増加

# 荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

## すべての事業者

- ①**荷主\***（発荷主、着荷主）②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のため**に取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、ブランチチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②取組状況について、国が**当該判断基準**に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者

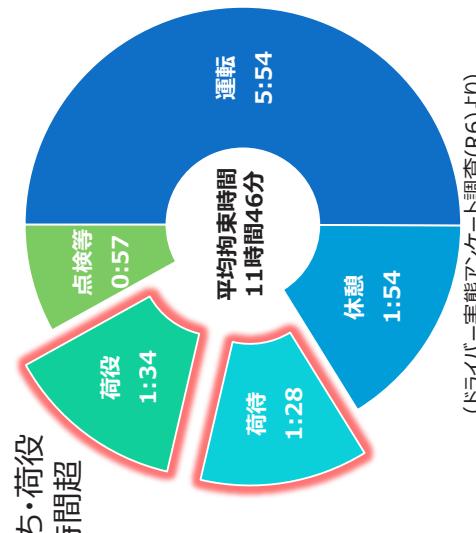
- 上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、努力義務**に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】――【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準】――【荷主等が取り組むべき措置】――

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）	パレット導入による効率的な荷役作業
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等	
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等	
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等	



(ドライバー実態アンケート調査(R6)より)

# 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日より、新物効法(に基づく運送・荷役等の効率化)に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等を施行。**

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・農業・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント ※本年（2025年）4月1日施行

### （1） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関する様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間の計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%（増加））

### （2） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

### （3） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けし荷主・物流事業者等が講すべき措置

- ・ 積載効率の向上等・荷待ち時間の短縮・荷役等時間の短縮

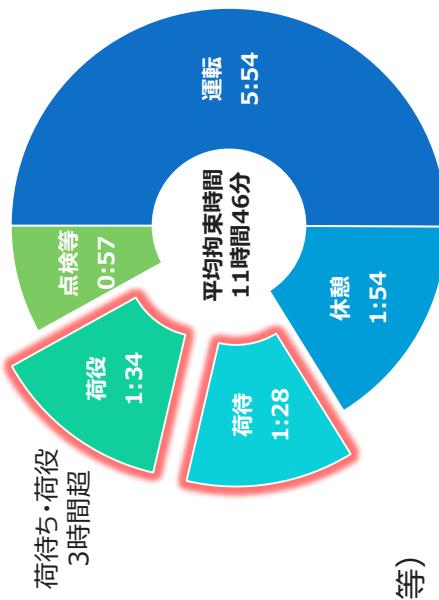
### （4） 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する措置

#### 国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進・「送料無料」表示の見直し
- ・ 収品の削減や欠品に対するペナルティの見直し

### （5） その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりの連携、経済界全体での理解増進等）
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透等）



(ドライバー実態アンケート調査(R6)より)

## 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント ※本年（2025年）4月1日施行

<荷主・物流事業者の判断基準等>

○すべての荷主（発荷主、着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に  
対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

### ① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、  
帰り荷の確保等のための実態に即した  
リードタイムの確保や荷主間の連携
- 繁閑差の平準化や納品日の集約等を  
通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・  
運行計画の最適化 等



### 地域における配達の共同化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

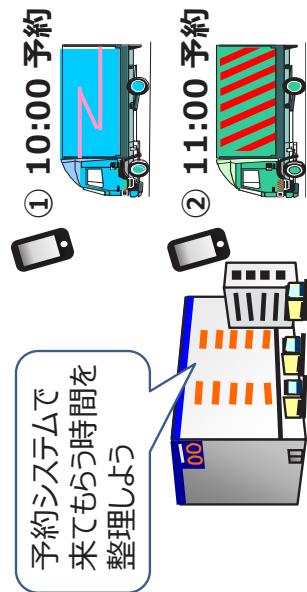
○荷主等の判断基準について、物流事業者を対象として定期的なアンケート調査を行い、上記①～③の取組状況を把握する  
とともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

<物流に関係する事業者等の責務>

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。5

### ② 待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑  
時間を回避した日時指定等による貨物  
の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単に  
システムを導入するだけでなく、現場の実態  
を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につなが  
るような効果的な活用を行う



### トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による  
荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品  
水準の合理化等による検品の効率化
- バース等の荷捌き場の適正な確保による  
荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配  
置等によるトラックドライバーの負担軽減  
と積卸し作業の効率化 等



### パレットの利用や検品の効率化

## 特定事業者の指定基準等のポイント

※来年（2026年）4月施行予定

＜特定事業者の指定基準＞

- 中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（**特定事業者**）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が**指定される**よう、それ以下での指定基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

### 中長期計画

○作成期間

- **毎年度提出することを基本**とし、計画内容  
(に変更がない限りは5年に1度提出)

○記載内容

- (1) **実施する措置**
- (2) **実施する措置の具体的な内容・目標等**
- (3) **実施時期** 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価(につながる仕組みの創設)に向けて、新物効果の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO : Chief Logistics Officer

- 物流統括管理者**(は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ **トラックドライバーの運送・荷役等の効率化**のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

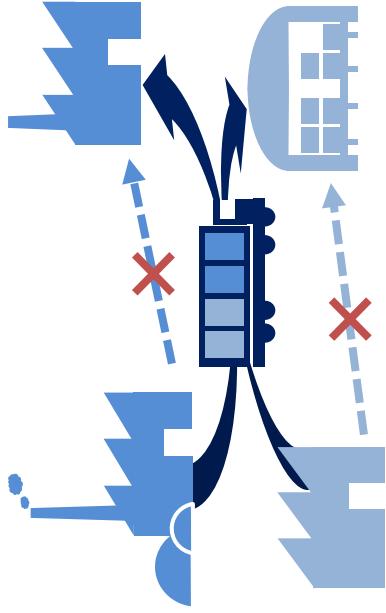
## 今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布  
第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）  
**合同会議取りまとめを策定・公表**
- 2024年11月27日 法律の施行①に向けた政省令の公布
- **2025年4月1日 法律の施行①**
  - 特定事業者の指定に向け、  
荷主：取扱貨物重量の把握  
トラック：車両台数等の把握  
倉庫：保管量の把握
  - 基本方針  
荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準  
判断基準に関する調査・公表 等
- **2025年秋頃 (P) 判断基準に関する調査・公表の実施**
- **2026年4月 (想定) 法律の施行②**
  - 特定事業者の指定  
中長期計画の提出・定期報告  
物流統括管理者（CLO）の選任 等
- **2026年4月末 (P) 特定事業者の届出～指定手続**
  - 荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出
- **2026年10月末 (P) 中長期計画の提出**
- **2026年秋頃 (P) 判断基準に関する調査・公表の実施**
- **2027年7月末 (P) 定期報告の提出**

## **II. 努力義務・判断基準の内容**

# トラック事業者等の判断基準・解説書の概要

## 積載効率の向上等



- 優数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、輸送網を集約すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配達の共同化に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、実車率の向上を図ること
- 配車システムの導入等により、配車・運行計画の最適化を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、積載することが可能な貨物の総量を増加させること



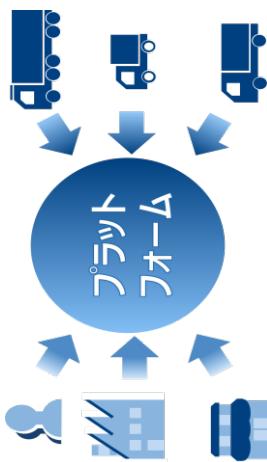
※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら荷待ち・荷役等時間の間を把握する事が難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供すること

- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること

- ・荷主が指示した時刻・時間帯に遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
- ・取引先に対して、共同輸送のための個別で運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと

等にも取り組んでいただきたい。



求貨求車システムの活用

# 荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

## 積載効率の向上等

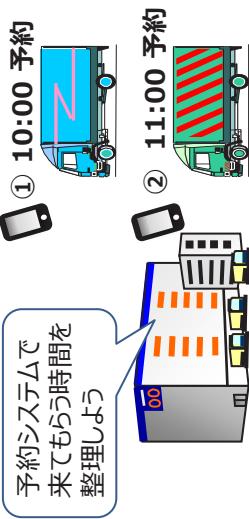
- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保や荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化や、配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達等）の連携を促進すること** 等



- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達等）の連携を促進すること** 等

## 待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等**により、**貨物の出荷・納品日時を分散させる**こと（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



## 予約受付システムの活用

## 荷役等時間の短縮

- パレット、カゴ車等の輸送用器具の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること 等



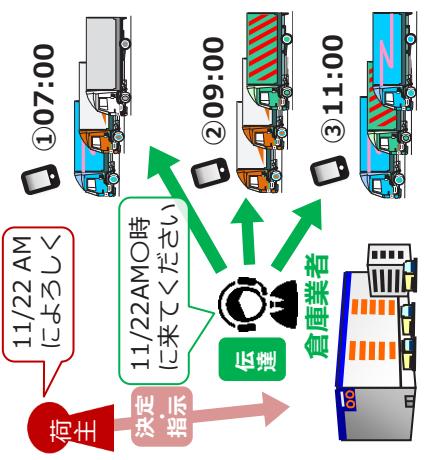
## 検品の効率化

# 貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）の判断基準・解説書の概要

## 待ち時間の短縮

※倉庫業者のみ努力義務が課される

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等により、貨物の出荷・納品日時を分散させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと）等

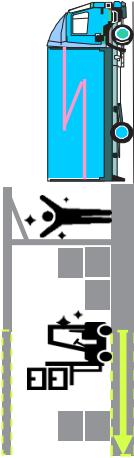


## 荷役等時間の短縮

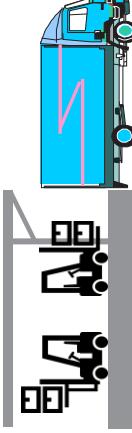
※全ての関連事業者に努力義務が課される

- バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること
- 荷役前後の搬出入の実施に関するマニュアルの作成や周知等により、搬出入を迅速に行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、ドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化を図ること
- 発送先の荷主ごとに有償で貨物を仕分けてトラックドライバーに引き渡すこと
- 荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレットでの納品を提案された場合に、その提案に有償で協力をすること等により、荷役等の効率化を図ること
- 検品を効率的に実施するための機器を導入すること等により、検品作業の時間を見短縮すること等

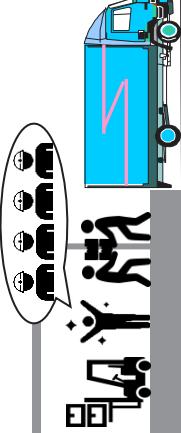
## 予約受付システムを活用した調整



## 物量に応じた拡張



## フォークリフト等を適切に配置

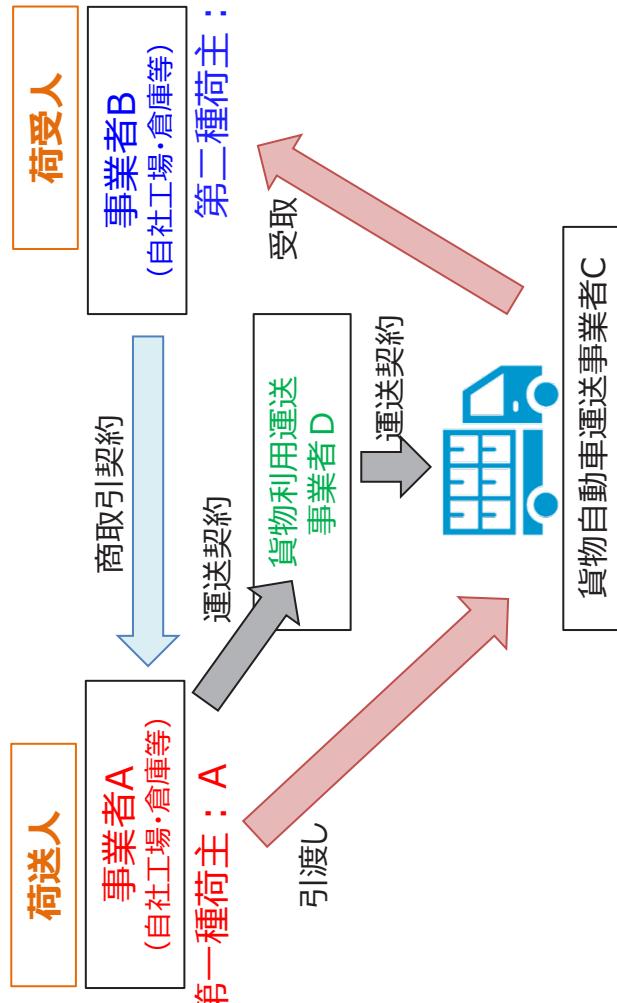


## 作業員を適切に配置

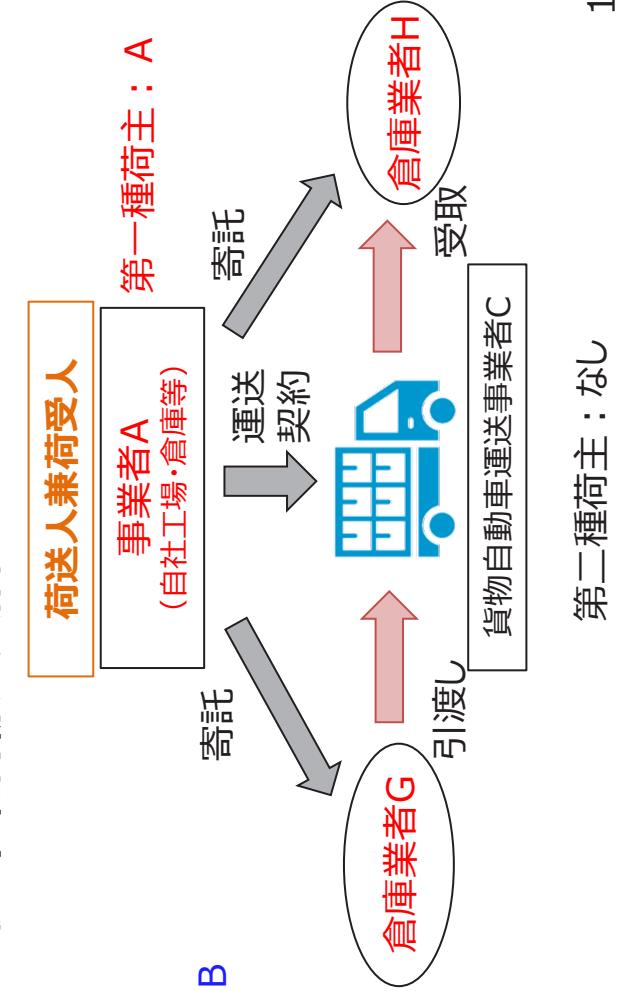
# 努力義務の対象となる「荷主」：第一種荷主と第二種荷主

種別	定義（新物効法第30条）
第一種荷主	自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）を締結する者をいう。
第二種荷主	<p>次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して継続して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送する貨物を除く。口及び第四十二条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</p> <p>ロ 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</p>

## 例1）物流子会社、3PL等を利用する場合

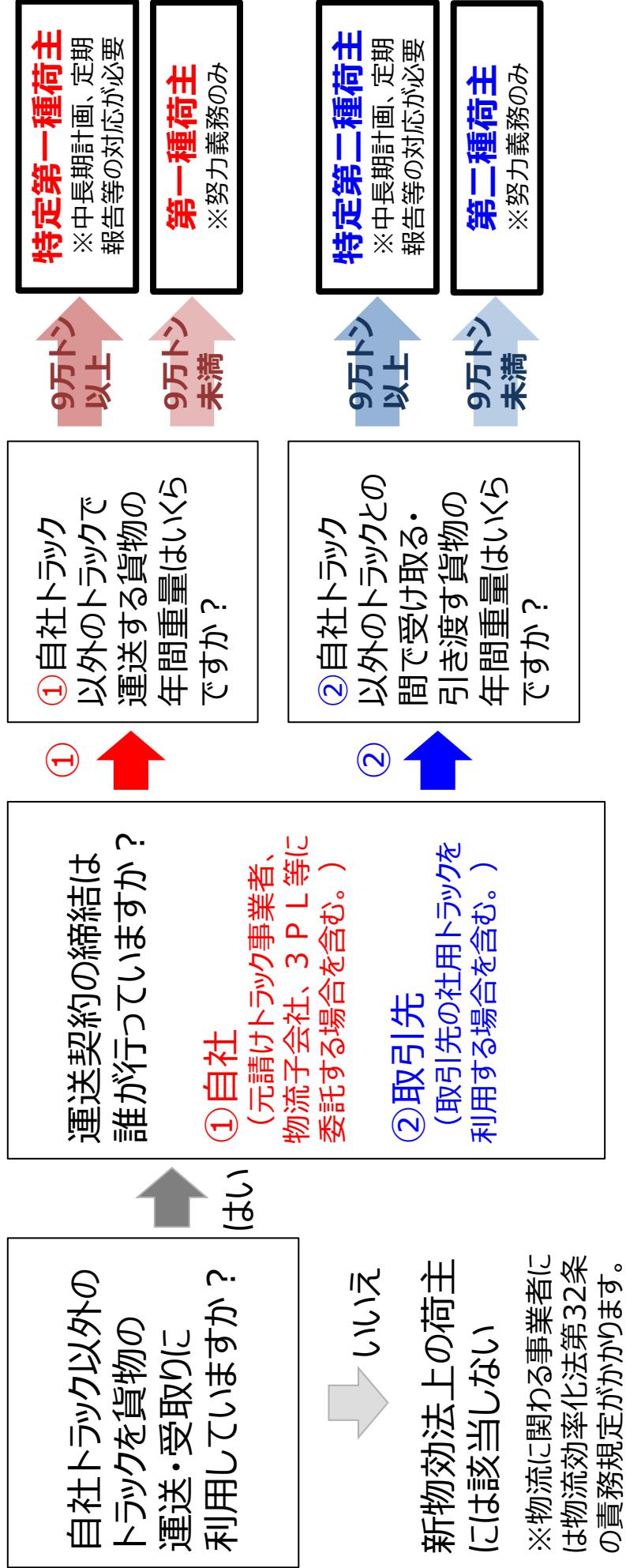


## 例2）社内物流の場合



第二種荷主：なし

## (補足) 荷主の区分の考え方



### 【留意事項】

- ・ 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約、新物効法上の荷主には該当しません。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
- ・ 第一種荷主、第二種荷主の両方の面方に該当せず、自社契約分、取引先契約分のそれだけで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間引渡し貨物重量5万t、年間受取貨物重量10万tとなり、特定第二種荷主に該当します。）

# 短縮に努めるべき「荷待ち時間」と「荷役等時間」

## 【法】第三十条（定義）

四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨若しくは配達を行つべき場所又はその周辺の場所において、荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であつて、国土交通省令で定めるとところにより算定されるものをいう。

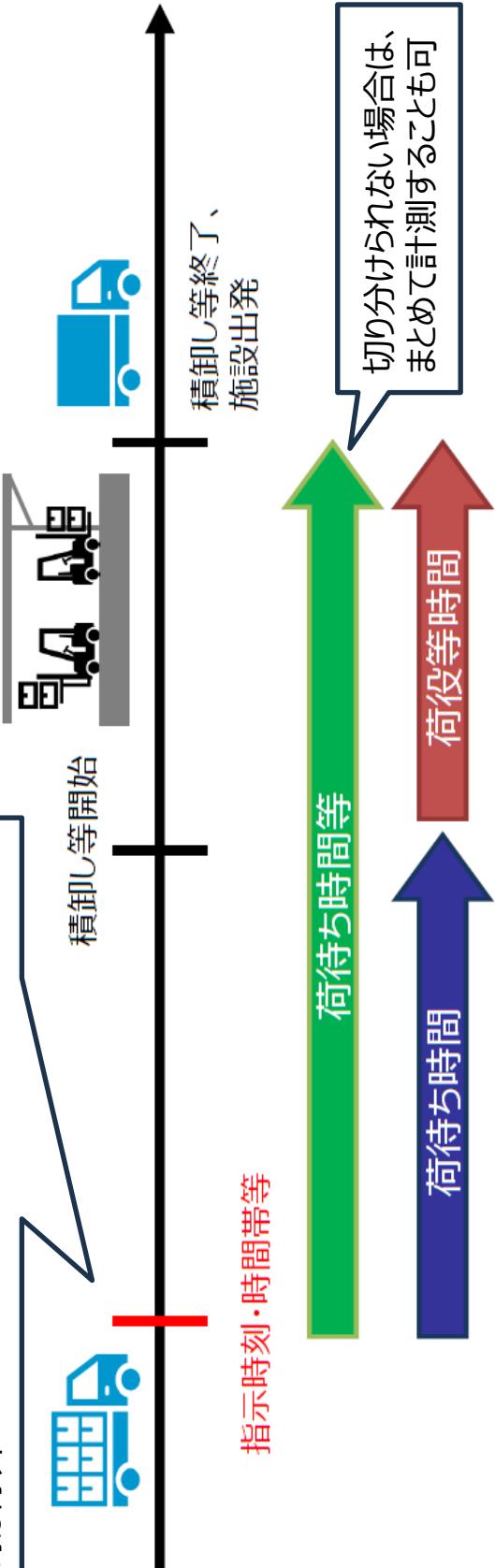
五 荷役等時間 運転者が荷役その他の業務として国土交通省令で定める業務（以下「荷役等」という。）に従事した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

## （荷待ち時間の起点）

- ・ 到着時刻・時間帯の指示等がない場合は：到着時刻から
- ・ 到着時刻・時間帯の指示等がある場合：
  - ① 指示時刻等より早く到着 指示時刻等から
  - ② 指示時刻等に到着 到着時刻から
  - ③ 指示時刻等より遅く到着 到着時刻から
- ※ 到着後速やかに受付等を行う場合は、受付等を行った時刻
- ※ 休憩時間（は除外）

## （荷役その他の内容）

- ・ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（検品）
- ・ 荷造り、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベル貼り代金の取立て又は立替え
- ・ 荷主等が行う荷役への立会い
- ・ その他の通常運転の業務に付帯する業務



### III. 特定荷主に係る対応

# 特定荷主の指定に係る届出

※2025年2月25日時点検討状況

## (特定荷主の指定)

第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主のうち、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を便用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。次項及び第三項第二号において同じ。）を行わせた貨物について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第三項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

5 荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行ふ日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができますないものを除く。次項及び第七項第二号において同じ。）について政令で定めるとところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第七項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

- 一 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物
- 二 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物
- 三 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物
- 四 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

## 【算定方法】

荷主が自社の取扱貨物の重量を把握している場合は、当該重量の合計重量を自社の取扱貨物の重量として、基準重量（9万トン（予定））と比較してください。

他方、輸送量を容積で把握している、多品目の受取りが主である等の特殊性を有する業種においては、重量を把握することに多大なコストがかかることが想定されるため、重量の算定に当たって、例えば、下記の算定方法を用いることを可能とします。

- ・ 商品マスター等において重量のデータを集計することが可能な場合は、当該システムに登録されている重量を元に換算する
- ・ 容積を把握している場合には、1立方メートルあたり280kgとして換算する
- ・ 輸送するトラックの最大積載量を貨物の重量として換算する
- ・ 売上金額や仕入金額を元に貨物の重量を換算する※ 等

※ 換算係数としては、例えば、物流センサス付属資料の出荷原単位を利用する事が考えられる。  
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001619173.pdf>)

各企業・業界の実態に応じて選択

# 物流統括管理者の選任・解任の届出

※2025年2月25日時点検討状況

## (物流統括管理者の選任)

第四十七条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた後、速やかに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「物流統括管理者」という。）を選任しなければならない。

### 一 前条の中長期的な計画の作成

二 自らの事業に係る貨物の運送を行う運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備に関する業務

三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として主務省令で定める業務

2 物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならぬ。

3 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、連渉なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

## ○主務省令で定める業務：

- ・定期報告の作成及び報告徵収への対応
- ・物流に向けた開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送及び受渡しに関する業務に係る各部門間の連携体制の構築及び関係部門の意識の向上
- ・特定荷主が管理する施設における効率化に関するシスシステムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに器具、設備、データ等の標準化に向けた計画の作成、実施及び評価
- ・効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関すること。

※ 物流統括管理者は特定荷主に指定された事業者において 1 名選任する（ホールディングスやグループ企業等からの選任は行えない）。

※ 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた場合は、同じ者を物流統括管理者として選任する。

# 中長期計画・定期報告の提出

## <中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画		
○作成期間	・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容 に変更がない限りは5年に1度提出	
○記載内容	(1) 実施する措置 (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等 (3) 実施時期 等	

○提出時期：指定を受けた年の翌年度7月末日（P）※初年度のみ10月末日（P）

定期報告		
○記載内容	(1) 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式） (2) 判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述） (3) 荷待ち時間等の状況	
○荷待ち時間等の状況	・取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容 ・荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等	

## ○中長期計画の様式イメージ：

### 運転者の荷待ち時間等の短縮に関する計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標等）	実施時期
例) トラック予約受付システムの導入	例) 全拠点にトラック予約受付システムを導入して荷待ち時間を短縮し、1運行あたりの荷待ち時間等の平均時間を90分以内とする。	例) 2026年～2030年

## その他運転者の荷待ち時間等の状況に関する事項及び参考情報

- ・トラック予約受付システムの導入においては正しい活用の仕方を社内に周知し、敷地周辺で トラックドライバーが待機することの無いように、社内において徹底させる。
- ・製造部門とも連携し、ベースのキャパシティ以上のトラックの納品が必要とならないよう密に連携を図る。

※ 上記で記入した計画に関連する上位の計画や計画内容の参考情報等を記入する。

# 中長期計画・定期報告の提出

## ○定期報告の様式イメージ

### I 特定荷主の名称等

### II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

#### 1-1 特定第一種荷主 / 2-1 特定第二種荷主

※ 1つの様式でまとめて提出できるようになりますが、欄はそれぞれ設ける。

事業者として、どの程度当該取組を実施しているか、該当する選択肢にチェックを入れる。

② 貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。

対象項目	遵守状況		
運転者一人当たりの運送ごとの貨物の重量の増加	<input type="checkbox"/> 全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
実施状況の詳細	<table border="1"><tr><td>具体的な措置の内容</td><td>実施していない理由</td></tr></table>	具体的な措置の内容	実施していない理由
具体的な措置の内容	実施していない理由		
② 当該第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用すること。 とその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

「特定荷主自らが管理する施設」だけでなく、「特定荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」も含めた取組の進歩状況について、該当する選択肢にチェックを入れる。

実施（導入）していない選択肢にチェックした場合、その理由を記入する。

# 中長期計画・定期報告の提出

※2025年2月25日時点検討状況

## III Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	各項目で、判断基準において示す取組以外の措置を記入する。
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	

# 中長期計画・定期報告の提出

※2025年2月25日時点検討状況

## IV 荷待ち時間等の状況等

### 1-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方について
計測対象施設	自ら管理する施設の数 :
計測対象期間	
計測対象運行	

#### 備考（略）

- ・ 対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間ににおいて取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・ 対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・ 対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

#### ○サンプリングを実施した場合における計測対象の考え方について

荷待ち時間等の状況等の報告にあたつて報告対象を限定する場合は、対象を選定した方法について「荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について」に記載する。

対象施設の選定時に考慮した各施設の取扱貨物重量や、対象期間の選定時に考慮した各月の売上金額見込みについて、詳細なデータの提出は不要（問合せがあつた場合に合理的な根拠が示せればよい）。

なお、報告対象を限定しない場合は、それぞれの欄に「全ての○○」と記載することとする。

# 中長期計画・定期報告の提出

※2025年2月25日時点検討状況

## 1-2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法（任意）

## 1-3 1回の受け渡しに係る待ち時間等の計測結果

識別	種類	1回の受渡しに係る待ち時間等の平均時間（分）										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	待ち時間											
	荷役等時間											
	待ち時間等											

付表1　待ち時間等の報告を省略する施設に関する業界特性や環境の詳細

識別	省略の理由	業界特性等を踏まえ荷役等の業務に要する時間が「安全性又は衛生等の観点から短縮することが難しい理由

# 中長期計画・定期報告の提出

※2025年2月25日時点検討状況

## 3. 荷待ち時間等の状況に関する参考情報について

区分	参考情報
特定第一種荷主	
特定第二種荷主	

## 4. 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

区分	寄託契約締結先が管理する施設の名称	施設の住所	荷待ち時間等の短縮に向けた連携状況
特定第一種 荷主			
特定第二種 荷主			

## 5. 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の状況に関する参考情報

区分	参考情報
特定第一種荷主	
特定第二種荷主	

## **IV. 物流効率化に向けて**

## よくある質問

### Q1. 新物効法の努力義務について、具体的には何をすればよいのか。

- 新物効法上、荷主の努力義務とされている荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮及び積載効率の向上等に取り組んでください。  
具体的に取り組むべき事項については、判断基準を参考いただき、各事項について、行っている取組の内容又は取組を行わない理由を、対外的に説明できるようにしてください。

### Q2. 本制度に関する相談をしたい場合、どこに相談すればよいのか。

- 重量の届出、物流統括管理者の選任、中長期計画や定期報告の作成等についての相談(は、荷主事業所管省庁の窓口等にて受け付ける予定です。

### Q3. 取引先の協力が得られない場合は、どうしたらよいか。

- 新物効法においては、発着荷主双方に努力義務が課されているため、これを物流効率化に向けた協議・協力要請の手がかりとしてください。本制度の周知に国も努めます。  
荷主事業所管省庁の窓口に相談いただければ、取引の両者の話合いに荷主事業所管省庁が立ち会うなどの支援を検討いたします。なお、荷主等がトラック事業者の法令違反行為の原因となるおそれのある行為に関与している場合は、トラック・物流Gメンの相談窓口にご連絡いただく述べることも可能です。

### Q4. 取組を行つてもトラック・物流Gメンから働きかけ等の指導を受けたが、どのようにすればよいのか。

- トラック・物流Gメンによる是正指導(は、不利益処分に直接繋がるものではないが)、外部から見てどのような評価があるか、コミュニケーションを含めどのように対策できるか等を考える機会として受け止めいただき、引き続き違反原因行為の解消に必要な対策を実施してください。

## よくある質問

### Q5. 荷待ち時間等の短縮にあたり、業界特性として認められるのは何か。

- 荷役等時間の更なる短縮が難しい特殊性のある運行例として、
- ① 特殊車両を用い、洗浄等の附帯作業が必須となる
  - ② 危険物を扱うことから、安全確認のため時間を要する
  - ③ 重量物を扱うことから、安全確認のため時間を要する等の類型があり、具体的には解説書に記載いたします。

### Q6. 重量把握が困難な場合は、どうしたらよいか。

- 実測による重量把握が困難な場合は、他の算定方法を用いることを可能としており、解説書には以下を例示しています。

- ・商品マスター等において重量のデータを用い、重量換算する。
  - ・容積を把握している場合は、1立方メートルあたり280kgとして換算する。
  - ・輸送するトラックの最大積載量を貨物の重量として換算する。
  - ・売上金額や仕入れ金額を元に貨物の重量を換算する。
- 係数からの換算も認められており、算定根拠を示すことができれば各自の事情に応じた対応で良いですが、必要があれば業界内で議論することも考えられます。

### Q7. 時間計測が困難な場合は、どうしたらよいか。

- 負担をかけて恐縮ですが、新物効法において推進される荷待ち時間等の短縮の実効性を確保するために、荷待ち時間等の状況把握への御対応はお願いします。
- その上で、少しでも特定事業者の負担が軽減されるよう、荷待ち時間等の報告対象についてサンプリングを認めるなどの措置を講じています。なお、トラック予約受付システムの導入等による効率的な状況把握に取り組む場合、補助事業が活用できる場合もあります。

# 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

## 令和6年度補正予算額 23億円

- (1) 商務・サービスG物流企画室  
(2) 商務・サービスG  
消費・流通政策課/物流企画室

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p><b>事業目的</b></p> <p>「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流用等の補助率化に資する取組に対し、システム等の導入を通じて、改正物流法の構築を促す。</p> <p>また、地域における物流効率化の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモーテル事例を組成する。</p>	<p>(1) 物流効率化に資する連携実証事業</p> <p>(2) 買物困難者対策事業</p>	<p>本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひつ迫による輸送力不足の解消を行い、我が国の物流の効率化を進め、トラックの積載効率50%を目指す。また買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保を目指し、買物困難者対策に資するサービスの展開を目指す。</p>

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	事業の内容
<p>(1) 物流効率化に資する連携実証事業</p> <p>(2) 買物困難者対策事業</p>	<p><b>事業目的</b></p> <p>「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流用等の補助率化に資する取組に対し、システム等の導入を通じて、改正物流法の構築を促す。</p> <p>また、地域における物流効率化の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモーテル事例を組成する。</p>

# 物流標準化・データ連携促進事業

国土交通省

R6年度補正予算額：4億円

## 事業目的

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

## 事業概要

### 1. 荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ①「標準仕様パレット」※導入に係る支援（フォークリフト、パレタイマー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等）
- ②「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援（複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等）

【補助率】 1/2以内

※「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ」(令和6年6月公表)で整理された平面サイズ1,100mm×1,100mm、レンタル方式等の規格・運用をいう。

現状I パレットを利用していない



パレット積み・パレット出し



現状II パレットを利用してないが、規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え

「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

### 2. 共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

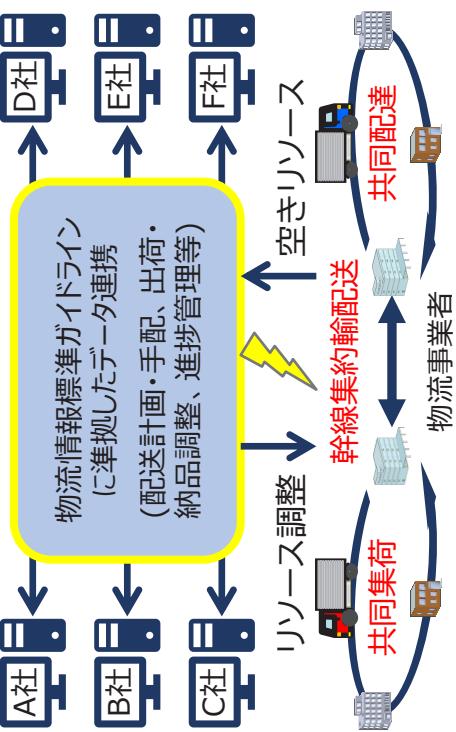
※「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ形式の例

①住所の表記は、「東京都千代田区霞が関二丁目一番三号」等ではなく、「郵便番号コードに則った形式（'10000132-1-3'）で記載

②配達予定期日の表記は、「YY/MM/DD等ではなく、「YYYYMMDD'で記載

③数量の表記は、「個数」や「個数単位コード」を併せて記載（例：500ケース → '500' + 'CS'）  
⇒システム開発や維持コストの最小化、ビッグデータ化を通じた物流の最適化等の実現にも寄与

【補助率】 1/2以内



# 中小物流事業者の労働生産性向上事業（物流施設におけるDX推進実証事業）



令和6年度補正予算 1,521百万円の内数

- 中小物流事業者における業務効率化や働き方改革のための自動化・機械化・デジタル化を推進する必要があるため、物流施設へのシステムや機器の導入による**自動化・機械化・デジタル化の取組を支援**することにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図る。

## 事業概要

- 物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るために、物流施設における、

### ・システム構築・連携 ・自動化・機械化機器の導入

を同時にを行う場合、その経費の一部を支援するとともに、専門家による**伴走支援、効果検証等**を行う。

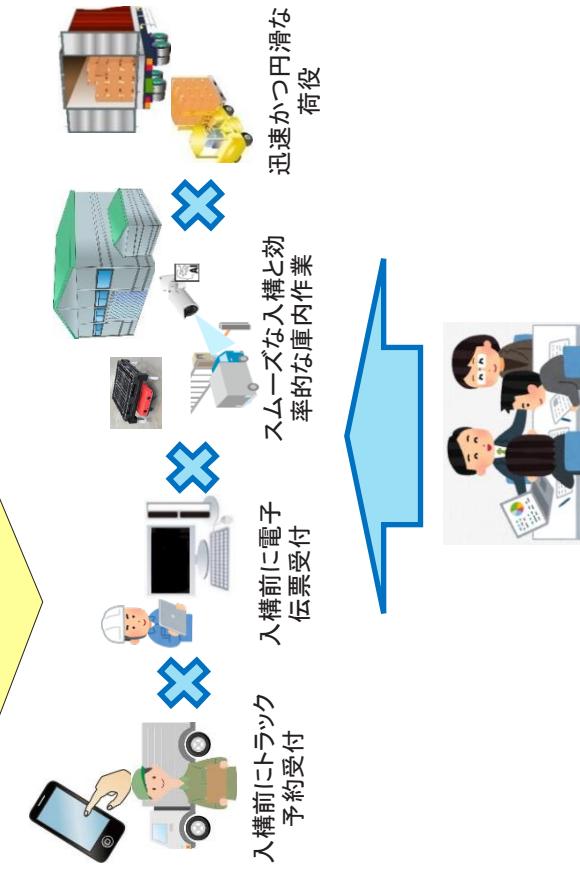
#### 【物流施設における業務効率化の事例】



ハジディターミナルによる  
効率的な貨物管理

## 事業イメージ

- トラック予約受付システムと、AIカメラシステムや伝票電子化システムとを連携させ、トラックの円滑なバース入庫を実現し、荷待ちを解消する。
- また、バースにおける、庫内作業による荷待ちが発生しないよう、無人搬送車による迅速なパレット準備等を行う。



専門家が、効果的なシステム構築・連携、DX機器選定等を支援

# 持続可能な食品等流通総合対策

【令和7年度予算概算決定額 120（150）百万円】  
（令和6年度補正予算額 2,973百万円）

## ＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対応するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化・デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配達等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

## ＜事業目標＞

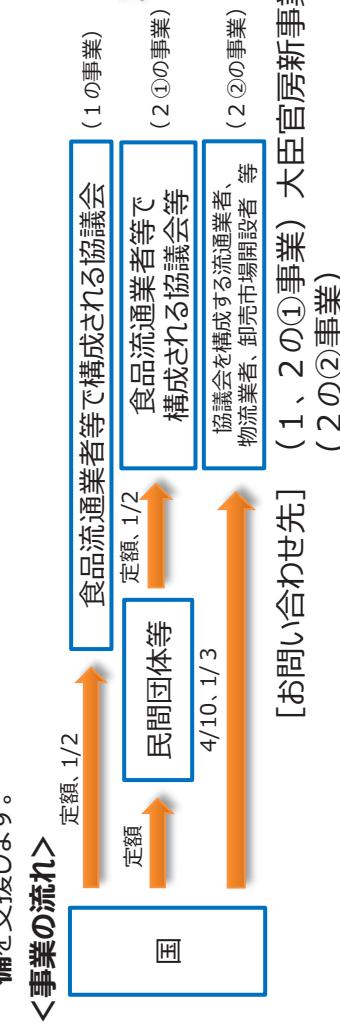
物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

## ＜事業の内容＞

1. 持続可能な食品等流通対策事業  
120（150）百万円  
物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円  
（1）物流生産性向上推進事業  
物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配達等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。  
（2）中継共同物流拠点施設緊急整備事業  
中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

## ＜事業イメージ＞



〔問い合わせ先〕（1）2の①事業 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）  
（2）2の②事業 食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）30



令和7年2月・3月  
局  
物  
貨  
物  
流  
通  
事  
業  
課

# 改正貨物自動車運送事業法の施行について

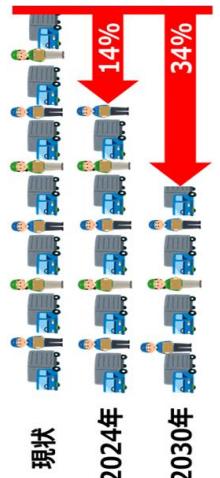


*Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
  - ・物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
  - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送事業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
  - 以下の施策を講じることにより、物流の持続的成長を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ①荷主<sup>\*1</sup>（発荷主・着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に對し、物流効率化のために取り組むべき措置について**努力義務**を課し、当該措置について国が判断基準を策定。  
\*1元請トラック事業者、利用運送事業者、元請事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、

○特定事業者のうち荷主に物流統括管理者の選任を義務付け。  
※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による**交付等**を義務付け<sup>\*2</sup>。
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け。
- 下請事業者への**効率義務**<sup>\*3</sup>を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、責任者の選任を義務付け。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

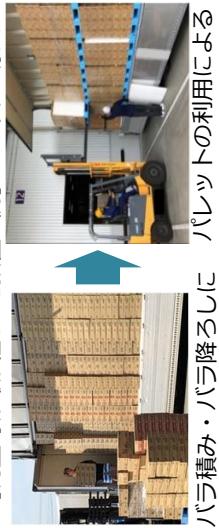
### 【目標・効果】 物流の持続的成長

[KPI] 施行後3年で（2019年度比）

- 荷待ち・荷役時間の削減
- 積載率向上による輸送能力の増加
- 16%増加

年間125時間/人削減

## 【流通業務総合効率化法】



【荷主等が取り組むべき措置の例】パレットの導入

## 【貨物自動車運送事業法】

## 【貨物自動車運送事業法】

## トラック事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

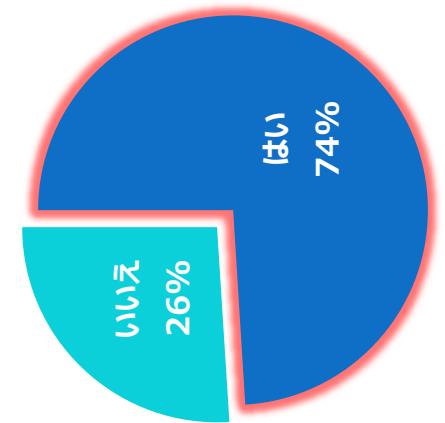
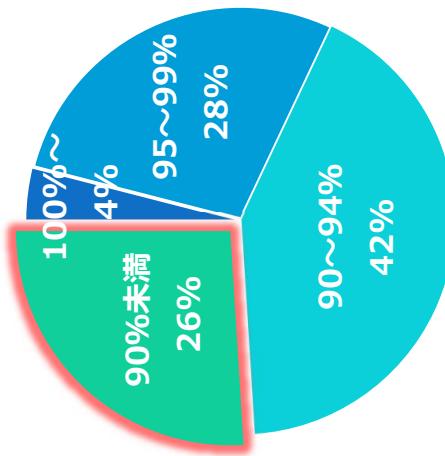
物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- 運送契約締結時に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面の交付を義務付け\*。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに委託先への発注適正化（健全化措置）（について努力義務\*を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付け。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。また、各事業者に対し、実運送体制簿の作成に必要な情報の通知を義務付け。【法第24条の5関係】

\* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

⇒ **令和7年4月1日施行**

-----  
【多重下請構造のイメージ】-----  
【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】-----  
【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】-----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

# トラック事業者の取引に対する規制的措置

## 【貨物自動車運送事業法】

### 1. 書面交付関係

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
  - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

\*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

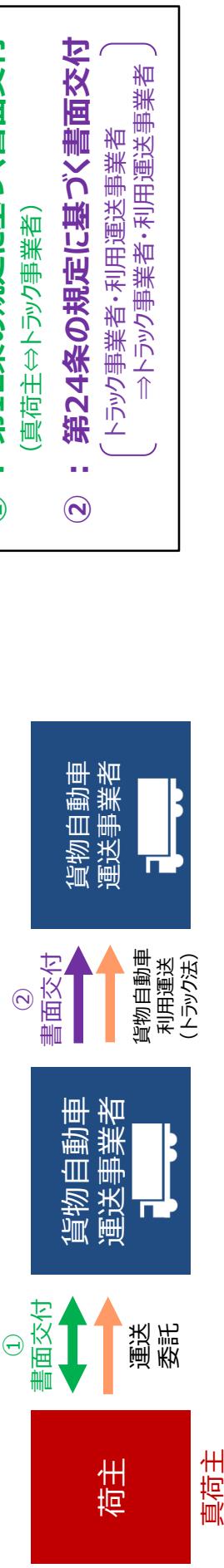
- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、
- ③ 貨物自動車運送事業者以外のもの

#### 【交付書面の記載事項】

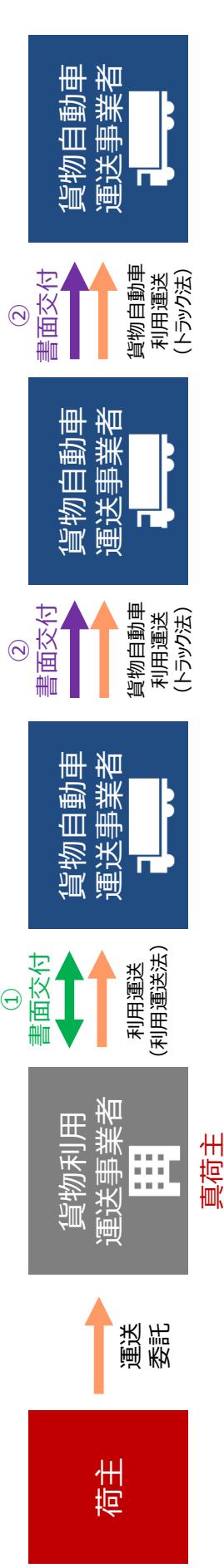
- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合  
(には、その内容・対価)
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
  - ・ メール等の電磁的方法でも可
  - ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容について(は)省略可
- ⑥ 書面の交付年月日

# 書面交付の義務付けについて

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



書面交付の義務がかかる



## トラック事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

#### 2-1. 健全化措置関係 <努力義務について>

- 元請事業者等に対し、利用運送を行うときに、**委託先への発注適正化（健全化措置）**を講ずることを努力義務化。具体的な内容は以下のとおり。

##### 【健全化措置の内容】

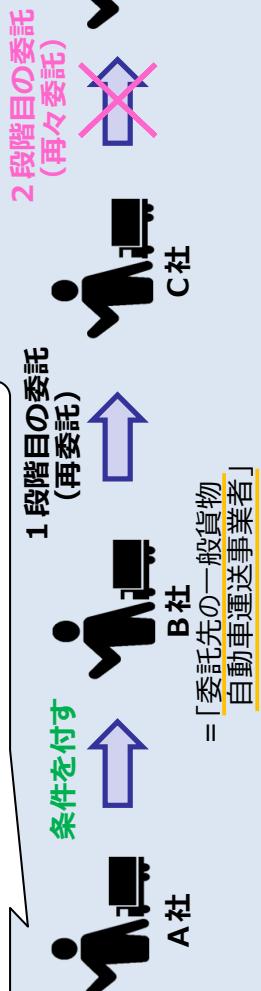
※次ページにイメージ図を掲載

- ① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること
- ② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること
- ③ 委託先のトラック事業者が再委託を行う場合に開し、委託先に対して、例えば「二以上の段階(にわたり)委託の制限 (再々委託の制限)」等の条件を付すこと

※あくまでも例示であり、委託先に対してその他の条件を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。  
例）「再委託を行つ場合は、再委託先の運送に要する費用を聞き取る場を設けたうえで申込みをすること」など

# 健全化措置のイメージ

措置の内容	イメージ
<p>① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。</p>	<p>概算額をヒアリング</p>
<p>② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。</p>	<p>「荷主が提示する運賃・料金 &lt; ① の概算額」の場合</p>
	<p>③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が再委託を行いう場合に關し、委託先に対しても、例えば「二以上の段階にわたり委託（再々委託）の制限」等の条件を付すこと。</p>



自動車運送事業者  
=「委託先の一般貨物

## トランク事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

#### 2-2. 健全化措置関係 <運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>

- **前年度の利用運送量**（貨物自動車運送事業法に基づくものに限る。）が100万トン以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任及び国土交通大臣への届出を義務付け**

##### 【運送利用管理規程の内容】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断。

※事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任。

##### 【運送利用管理者の職務】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合にあつては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※届出期限は、利用運送量が100万トン以上となつた年度の翌年度の7月10日まで。  
⇒ 令和6年度に100万トン以上となつた場合は、  
令和7年4月1日～令和7年7月10日の間に届出をする必要。

## トランク事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

#### 3. 実運送体制管理簿関係

##### ○ 元請事業者に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け

※ 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上

※ **元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受けた際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなつている場合**、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）

##### ○ 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存すること**

##### ○ 各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け

#### 【実運送体制管理簿の記載事項】

##### ① 実運送事業者の商号又は名称

##### ② 実運送事業者が実運送を行つ貨物の内容及び区間

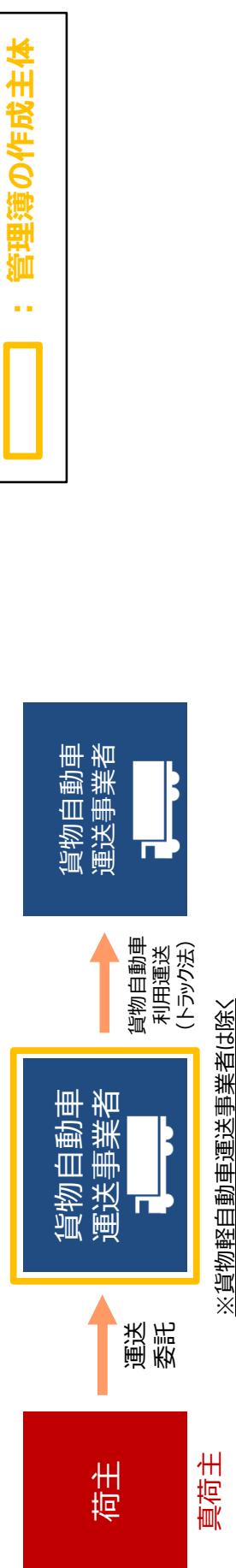
##### ③ 実運送事業者の請負階層

※真荷主から運送体種類があつた時点で判断。  
実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行つか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

# 実運送体制管理簿の作成主体について

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>

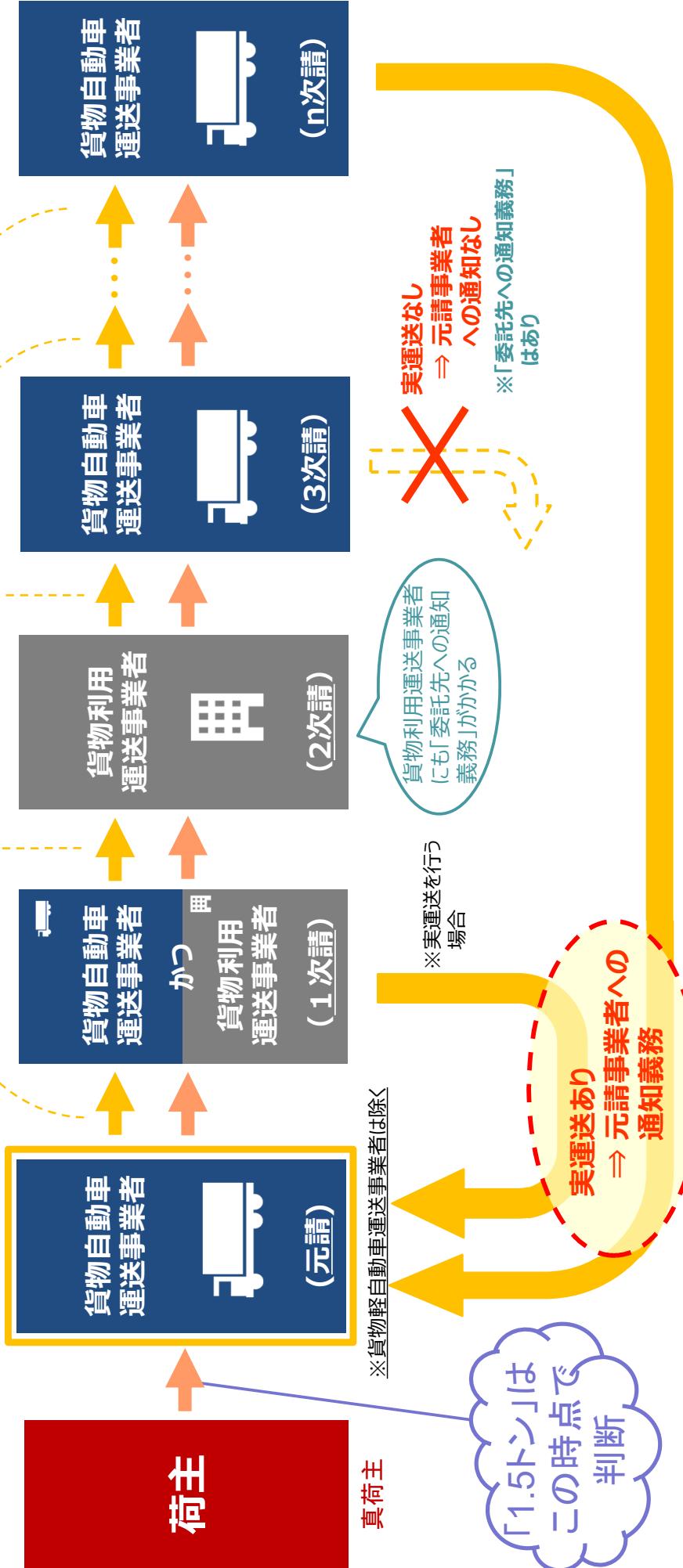


■ 管理簿の作成主体

# 実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー

併せて、「実運送体制管理簿の作成対象である」旨を確実に委託先へ伝える

実運送体制管理簿を作成する

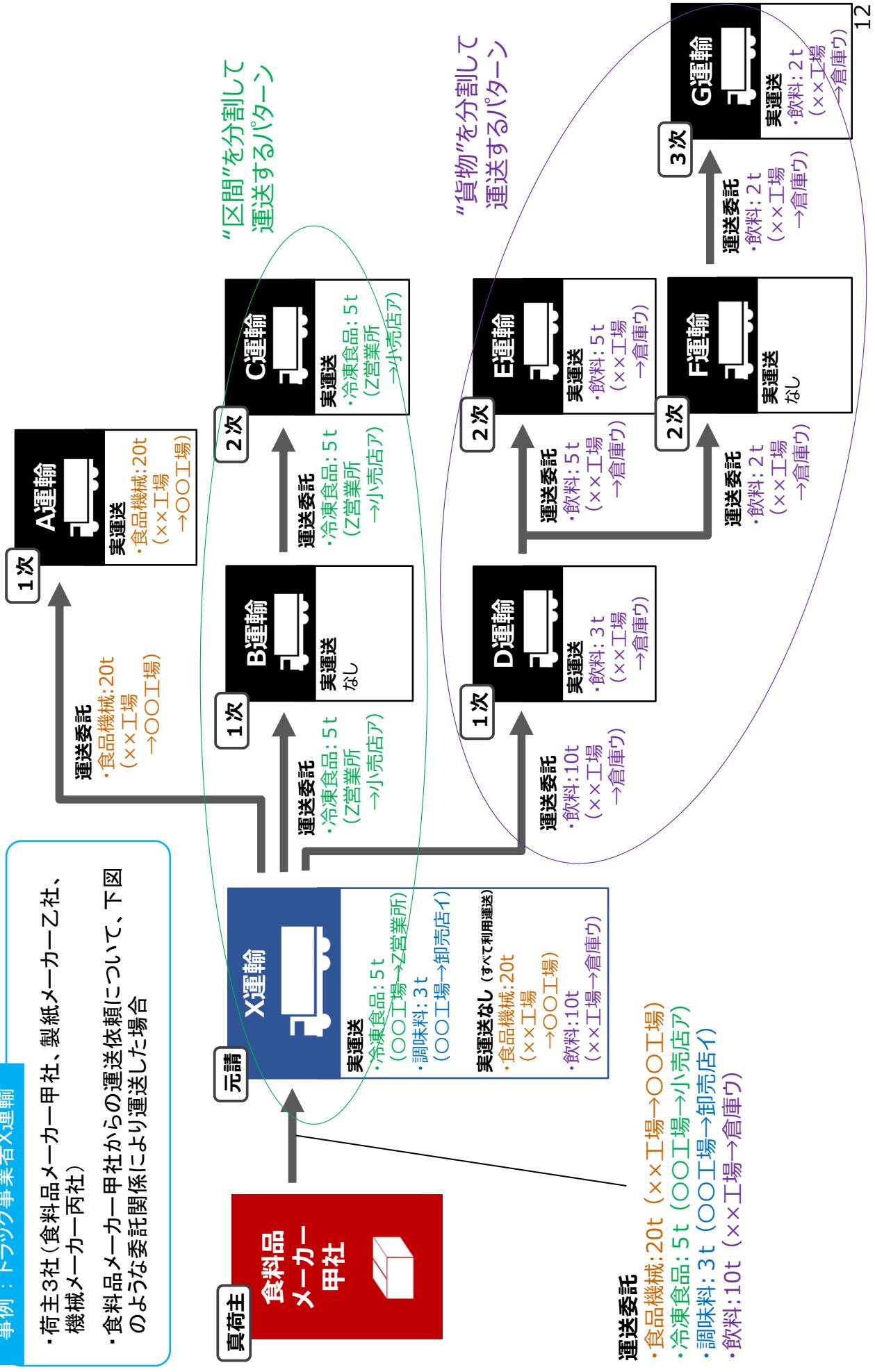


実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けか

# 実運送体制管理簿のイメージ

事例：トラック事業者×運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図のような委託関係により運送した場合



# 実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

## 事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

### 赤枠：必須の記載事項

#### 実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは

「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

#### 実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）

※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送した）  
ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

#### 実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	…
2/1(木)	× × 工場～〇〇工場	食品 機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	〇〇工場～乙営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	乙営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	× × 工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	× × 工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	× × 工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
:	:	:		:	:	:	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要

## トランク事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

#### 4. その他の制度改正（令和7年4月1日施行）

##### ○荷待ち時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大

- 業務記録における荷待ち時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両が、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大されます。

##### ○特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等に係る手続の変更

- 特定貨物自動車運送事業の譲渡、合併・分割又は相続が発生した場合、事業の権利義務は自動的に承継されることとなり、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされています。
- 今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制が認可制に変更となります。



# 參 考 資 料

# 荷主と 物流事業者とが 連携した 物流の効率化 のために

ドライバー不足の中、時間外労働規制が適用され、輸送コスト上昇や物流の停滞のおそれがある「物流の2024問題」解決のために、物流効率化法が改正されました。また、産業の国際競争力の強化や消費者ニーズの高度化・多様化への対応、小ロット多頻度配送によって生じる環境負荷の増大といった課題への取り組みも焦点となっています。即日配送や再配達だけではなく、荷役作業や待ち時間など、物流事業者の負担に頼ってきたところが大きかった物流産業ですが、荷主、物流事業者が互いに協力し合い、これまで以上に効率化を実現することによって、物流事業者への負担を軽減し、大切な社会インフラである物流を支えていくことへつながります。



法改正で目指すのは、令和10年度までに荷待ち・荷役等時間を1人当たり年間125時間削減することと、輸送能力を増加させ、全体の車両で積載効率44%を実現することです。物流改正法は大きく次の3つに分類できます。

**荷主・物流事業者に対する規制的措置  
(物流効率化法改正)**

**トラック事業者の取引に対する規制的措置  
(貨物自動車運送事業法改正)**

**軽トラック事業者に対する規制的措置  
(貨物自動車運送事業法改正)**

荷主、物流事業者、消費者がそれぞれに意識を変えて行動をしていくこと。  
小さなことでも続けていき、つながっていくことで、物流はもっと効率化できる。  
それぞれの立場から、変えてほしい意識や行動を、  
わかりやすくアイコンにまとめました。



物流統括管理者を  
設置しよう



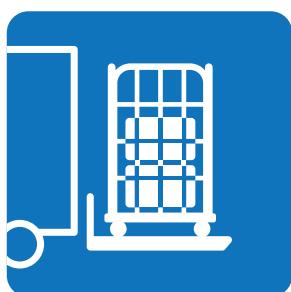
運送契約を  
書面化しよう



物流コストを  
可視化しよう



荷役作業を  
効率化しよう



テールゲートリフターを  
導入しよう



標準仕様パレットを  
使おう



配車・運行計画の  
最適化を心がけよう



無理な運送は  
やめよう



中継輸送拠点を  
活用しよう



モーダルシフトを  
推進しよう



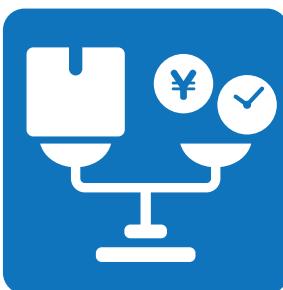
荷待ち・荷役などの時間を  
適切に把握しよう



積載率の  
向上に努めよう



実運送体制管理簿を  
作成しよう



委託先への発注を  
適正化しよう



運送利用管理規程を作成しよう/  
運送利用管理者を選任しよう



国土交通省



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

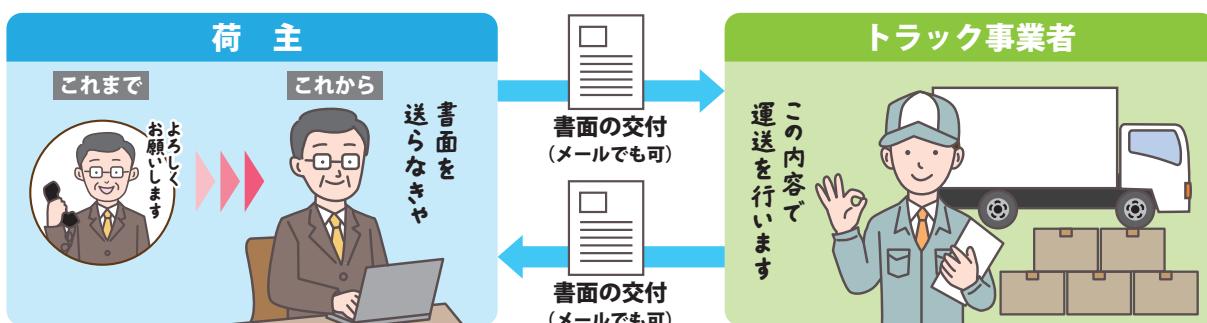
農林水産省



# 運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方に**義務付けられます。

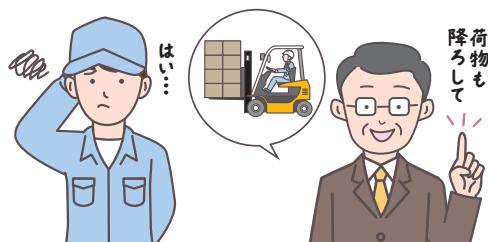
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

## 書面化によるトラック事業者のメリット

### 適正な運賃・料金の収受



### 現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



### 過労運転等の コンプライアンス違反の防止



### 事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

## ● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

## ● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

### 個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料（30分～）



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

## ● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。  
ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限ります。

## ● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □口○運輸㈱ 御申 下記のとおりお願ひいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込／4.5/12時（○○食品 A工場） 取卸／4.5／15時（△△商店） 積込業務の委託：有、30分程度 取卸業務の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・搬入作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○謹 国土 花子 〒***** 新木戸〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-**** FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp	
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ ○○食品㈱ 國土さま メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※） □口○運輸㈱ 口口謹 運輸 一郎 〒XXX-XXXX 栃木県〇〇市〇〇町一-2-2 Tel:028-333-XXXX / Fax:028-444-XXXX -----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □口○運輸㈱ 御申 下記のとおりお願ひいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込／4.5/12時（○○食品 A工場） 取卸／4.5／15時（△△商店） 積込業務の委託：有、30分程度 取卸業務の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・搬入作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○謹 国土 花子 〒***** 新木戸〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp	

（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を受けた旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

○○食品㈱ ○○謹 国土 花子 〒***** 新木戸〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp
--



委託先への発注を適正化しよう

運送利用管理規程を作成しよう  
運送利用管理者を選任しよう

# 委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化



利用運送を行うときに委託先への発注適正化(健全化措置)  
について努力義務が課されるとともに、一定規模以上の  
事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、  
管理者の選任が義務付けられます。

## 健全化措置のイメージ例



## 健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が收受する運賃・  
料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまつ  
て、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省

公益社団法人  
全日本トラック協会

# 健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



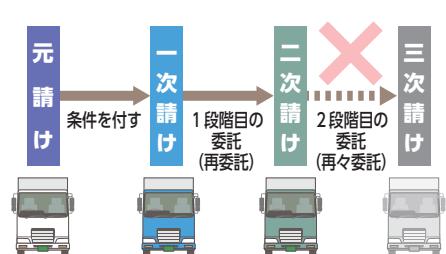
2

「荷主が提示する運賃・料金 <①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



## 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上※）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

①運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務

②運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

### 運送利用管理規程の 必要項目

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

### 運送利用管理者の職務

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。

### 届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで※に届出をする必要があります。

※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。





# 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられます。

## 実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

- 元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- 引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



## 情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- 利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- 実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



## 実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が收受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

# 実運送体制管理簿の作成義務について

## ● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。



## ● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

①実運送の商号又は名称

②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間

③実運送事業者の請負階層  
(一次請け、二次請け等)

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

### 実運送体制管理簿のイメージ

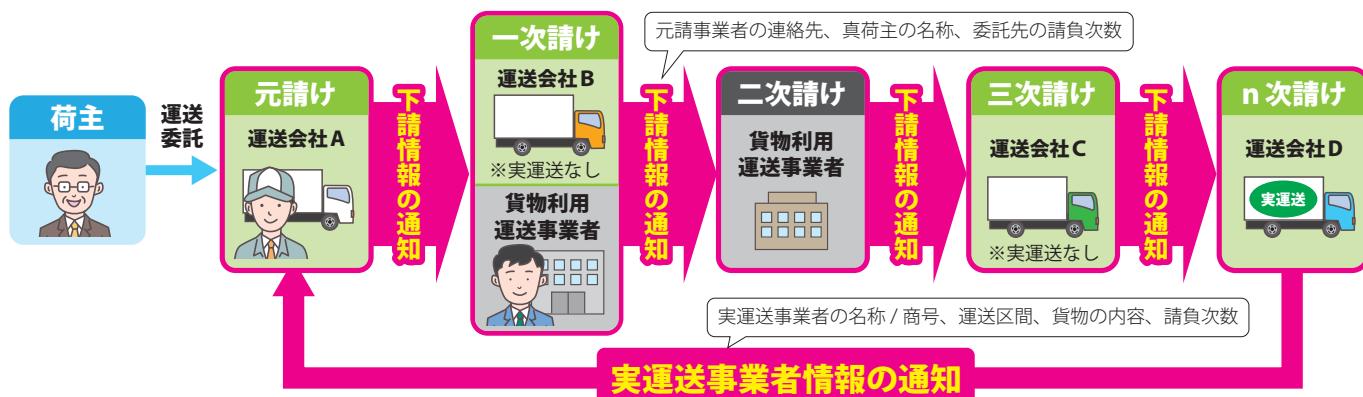
赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食品品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	…
2/1(木)	x x 工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	x x 工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	x x 工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	x x 工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
:	:	:	:	:	:	:	:

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

# 情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確實に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q & A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります

# 荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み

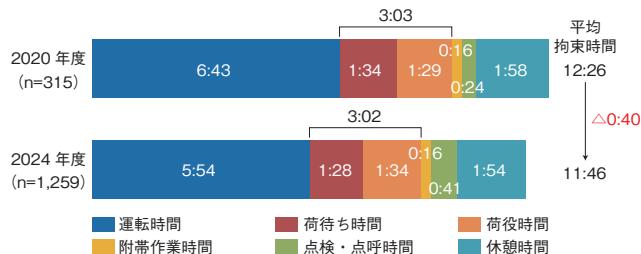
取卸し

荷造り・仕分・  
棚入れ等

荷待ち



◎ トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

## 《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に收受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者に確認を取ることも想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



公益社団法人  
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関





令和7年4月1日施行

# 改正貨物自動車運送事業法の解説

## ～トラック事業者の取引に対する規制的措置について～

暫定版

公益社団法人 全日本トラック協会  
監修：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

# 目

# 次

1. はじめに .....	1
(1) 解説書作成の経緯 .....	1
(2) トラック輸送の持続的成長に向けて .....	2
2. 物流改正法の背景と概要 .....	4
(1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置 .....	5
(2) トラック事業者に対する規制的措置 .....	6
(3) 軽トラック運送事業者に対する規制的措置 .....	8
3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細 .....	9
(1) 運送契約締結時等の書面交付義務 .....	9
(2) 健全化措置の努力義務 / 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務 .....	16
①健全化措置の努力義務.....	17
②運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務.....	18
(3) 実運送体制管理簿の作成義務 .....	19
4. 荷待時間・荷役作業等の記録の義務付け対象の拡大 .....	23
5. 改正法への対応状況チェックリスト .....	26

## ■ 改正貨物自動車運送事業法 Q & A

# 1. はじめに

## (1) 解説書作成の経緯

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月から、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用される一方、足元でもまた近未来も懸念されるトラックドライバー不足の中で、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる物流の「2024年問題」に直面していました。この物流の「2024年問題」は、喫緊の課題であると同時に、年々深刻化していく構造的な課題でもあるため、継続的に対応していく必要があります。

物流の大きな変革を迫られている今こそ、運送事業や倉庫事業等を担う物流事業者のみならず、着荷主を含む荷主企業や消費者も一緒になって、それぞれの立場で担うべき役割を再考し、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進め、持続可能な物流の実現につなげることが必要不可欠です。

このような観点から、政府では「持続可能な物流の実現に向けた検討会」、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が設置されました。また2023年6月には「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする抜本的・総合的な対策が示されました。

更に同年4月には「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立し、「荷主企業・物流事業者に対する物流効率化に関する努力義務の創設、物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置」が盛り込まれ、本年4月から施行されます。

このうち、貨物自動車運送事業法においては、トラック事業における多重下請構造の是正を図るため、実運送体制管理簿の作成、契約内容の書面交付などを盛り込んだ法改正が行われました。

改正法による荷主・物流事業者等に対する規制的措置を実効性のあるものとし、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会が「三方良し」となる社会を実現するためには、これらの具体的な内容の理解促進と、物流現場での具体的な対応が必要であり、今般、解説書としてとりまとめました。

この解説書を参考に、トラック運送事業者が荷主の理解と協力を得ながら、スピード感を持ってトラックドライバーの労働条件改善等に取り組まれることを期待いたします。

## (2) トラック輸送の持続的成長に向けて

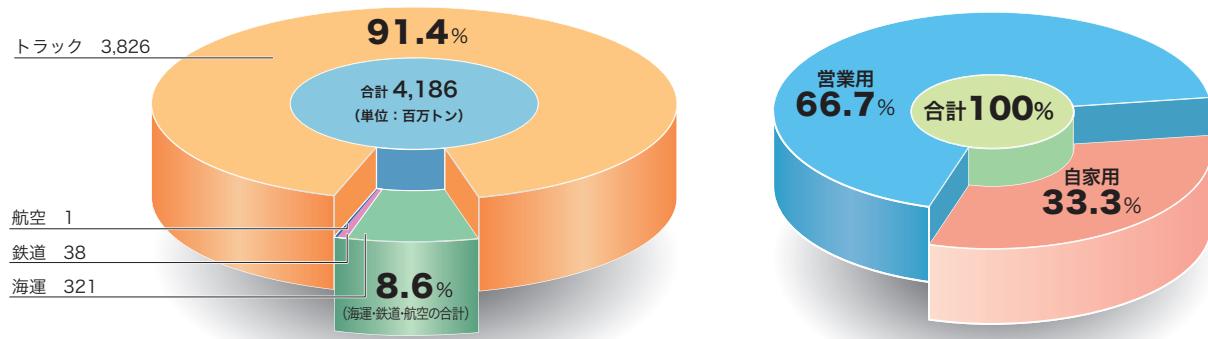


国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長とドライバー確保に向けた対応が必要です。

### ● 国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長が必要です。

- ・社会インフラである「物流」、その国内貨物輸送量の9割以上（トンベース）をトラックが担っています。営業用トラックの分担率7割弱を加味すると、**国内貨物輸送の6割が「営業用トラック」による輸送**であり、営業用トラック輸送が基幹的な役割を果たしています。
- ・トラックドライバーへの時間外労働年960時間の上限規制の適用等により輸送能力の不足が懸念されるいわゆる物流の「2024年問題」、更には、年々深刻化しているドライバー不足問題等により、これまでのようにモノが運べないということが現実化してしまうと、**国民生活や経済活動、地方創生に多大な影響**が及ぶ大きな危険性があります。
- ・持続可能な物流の実現には、トラック輸送の持続的成長が不可欠です。

輸送機関別分担率とトラック輸送の分担率（トンベース）：令和4年度



資料：国土交通省 (注)：軽自動車を含まない

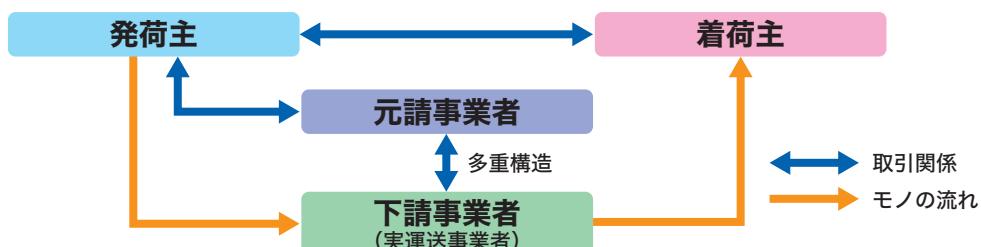
### ● 根底にあるドライバー不足問題への対応には、労働条件の改善が不可欠です。

- ・**トラック輸送の持続的成長**には、長年、トラック運送業界の根底にある**ドライバー不足問題の対応、解決が必須です。**
- ・トラックドライバーの有効求人倍率は、コロナ以前から現在まで2倍を超えており、募集しても集まらない状況が続いています。
- ・トラック輸送を現場で支えるトラックドライバーの確保には、働き方改革の実現により、**他産業並みの労働時間への短縮と賃金水準の引上げ**によりトラックドライバーを魅力ある職業にしていくことが不可欠です。

## ● 物流現場での働き方改革には、物流の取引条件の見直しが必要です。

- ・令和4～5年に開かれた「持続可能な物流の実現に向けた検討会」の最終取りまとめでは、物流事業者、特にトラック輸送の現場で働くドライバーの仕事の内容は、発荷主との契約、指示に基づくものであり、**物流現場の改善には、発着荷主間の取引条件の見直しが必要不可欠**とのことが明示されました。（下図）
- ・例えば、着荷主先に指定時間通り午前8時着いても、トラックが集中し、荷卸しの順番待ち＝荷待ち時間が発生するケース。着荷主が全ての仕入先（発荷主）に午前8時の時間指定をしているならば、いつまでたっても荷待ち時間は解消できません。改善には、例えば着荷主が仕入先（発荷主）によって指定時間をずらすなど納品時間という発荷主との間での取引条件の見直しが必要となるのです。
- ・手荷役からパレット荷役への変更についても、発着荷主間での取引条件の見直しがなくてはできません。

### 物流の各プロセス（取引関係・モノの流れ）における課題

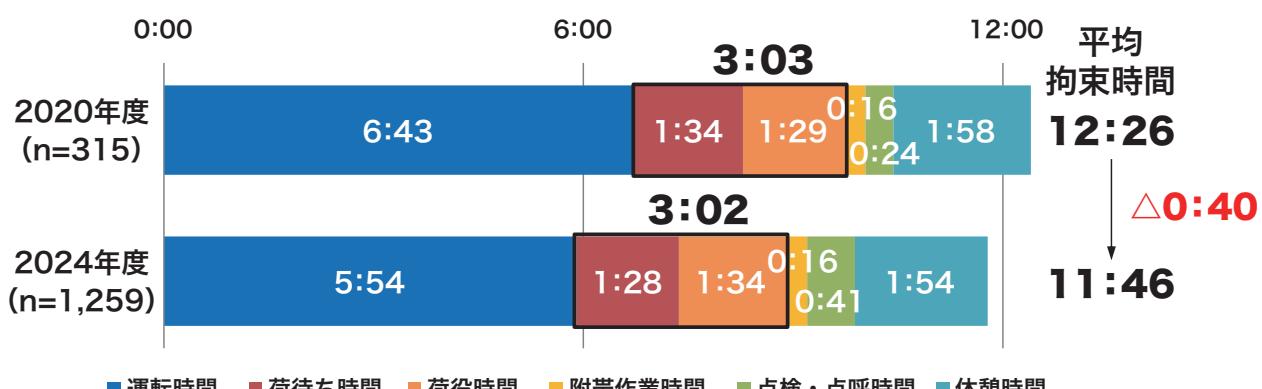


出所：経済産業省、農林水産省、国土交通省「持続可能な物流の実現に向けた検討会 最終取りまとめ」

## ● ドライバーの労働時間短縮には「荷待ち時間・荷役時間の短縮」から！

- ・特に全産業平均に比べて約2割長い**労働時間の短縮が不可欠**です。その中でも**約3時間**を占める**「荷待ち時間や荷役時間の短縮」**が大きな力になります。
- ・2024年度の調査結果では、2020年度に比べて主に運転時間の減少によって拘束時間は短縮しましたが、荷待ち・荷役時間はほぼ横ばいで短縮されていません。

### トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出所：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

## 2. 物流改正法の背景と概要



物流の持続的成長を図るため、物流関連の法律が改正され、  
物流効率化のための取組を義務付ける措置や多重下請構造の  
是正を図るための措置（実運送体制管理簿の作成、書面交付  
等）などが導入されます。

- ◆物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月から、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用された一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる物流の「2024年問題」に直面していました。
- ◆荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流の持続的成長を支えていくための環境を整備するため「物流の効率化」、「商慣行の見直し」、「荷主・消費者の行動変容」について抜本的・総合的な対策が必要となっています。
- ◆こうした背景のもと、2024年の通常国会において、**荷主や物流事業者に荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等の取組を義務付ける措置や、トラック事業における多重下請構造の是正を図るための措置（実運送体制管理簿の作成、契約内容の書面交付等）**などを盛り込んだ法改正が行われました。

### ● 改正は「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の2つです。

- ・今回改正された法律は、次の2つです。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」\*（流通業務総合効率化法）

「貨物自動車運送事業法」

\*今回の改正で法律の名称が「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）に変更となりました。

### ● 改正のポイントは、3つの規制的措置です。

- ・今回改正された法律では、次の3つの規制的措置が追加されました。

- (1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置（流通業務総合効率化法（物流効率化法））
- (2) トラック事業者の取引に対する規制的措置（貨物自動車運送事業法\*）
- (3) 軽トラック事業者に対する規制的措置（貨物自動車運送事業法\*）

\*以下、改正後の貨物自動車運送事業法を「改正トラック法」とします。

- ・ここでは、それぞれの内容について簡単に説明するとともに、特に(2)について「3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細」において詳しく解説していきます。

## (1) 荷主・物流事業者に対する規制的措置



荷主や物流事業者が物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課されます。

### ● 全ての荷主と物流事業者に、努力義務が課せられます。

- ・①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務**を課し、当該措置について国が判断基準を策定します。この判断基準は、省令で定められます。
- ・**元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務**が課されます。
- ・荷主と物流事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施します。

### ● 一定規模以上の事業者には、義務が課せられます。

- ・荷主と物流事業者のうち**一定規模以上の事業者を「特定事業者」とし、中長期計画の作成や定期報告等が義務付けとなります。**

**※トラック事業者は、保有車両台数 150 台以上の事業者が対象の予定です。**

- ・努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施します。
- ・特定事業者のうち荷主には「物流統括管理者の選任」が義務付けとなります。

### ● 荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」の概要です。

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）	効果（KPI）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等	<b>年間ドライバー 1人当たり 125 時間短縮</b>
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等	
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等	<b>16%向上</b>

### トラック事業者のメリット

トラックドライバーの労働時間の短縮や積載効率の向上などを進めるにあたり、荷主の協力や対応が「努力義務」となりました！

## (2) トラック事業者に対する規制的措置



物流業界の多重下請構造を是正し、実運送事業者の適正運賃収受を図るため、「書面交付」、「実運送体制管理簿」、「運送利用管理規程」等が義務付けとなりました。

### ● 運送契約の締結時に、書面交付が義務付けとなりました。

- ・**運送契約の締結**に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、有料道路利用料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付が義務付け**\*されます。  
※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも義務が課されます。

### ● 健全化措置の努力義務化とあわせて、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任が義務付けとなりました。

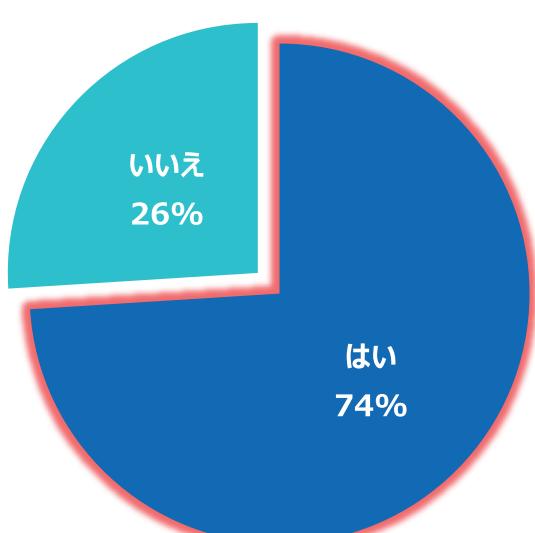
- ・利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務**\*が課されるとともに、一定規模以上の事業者に対し、この健全化措置に関する**管理規程の作成、管理者の選任が義務付け**されます。

※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも努力義務が課されます。

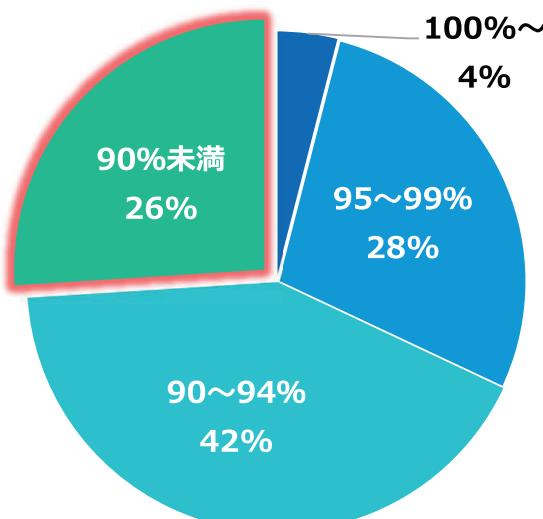
### ● 実運送体制管理簿の作成と下請情報の通知が義務付けとなりました。

- ・**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**されます。
- ・また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知が義務付け**されます。

【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】

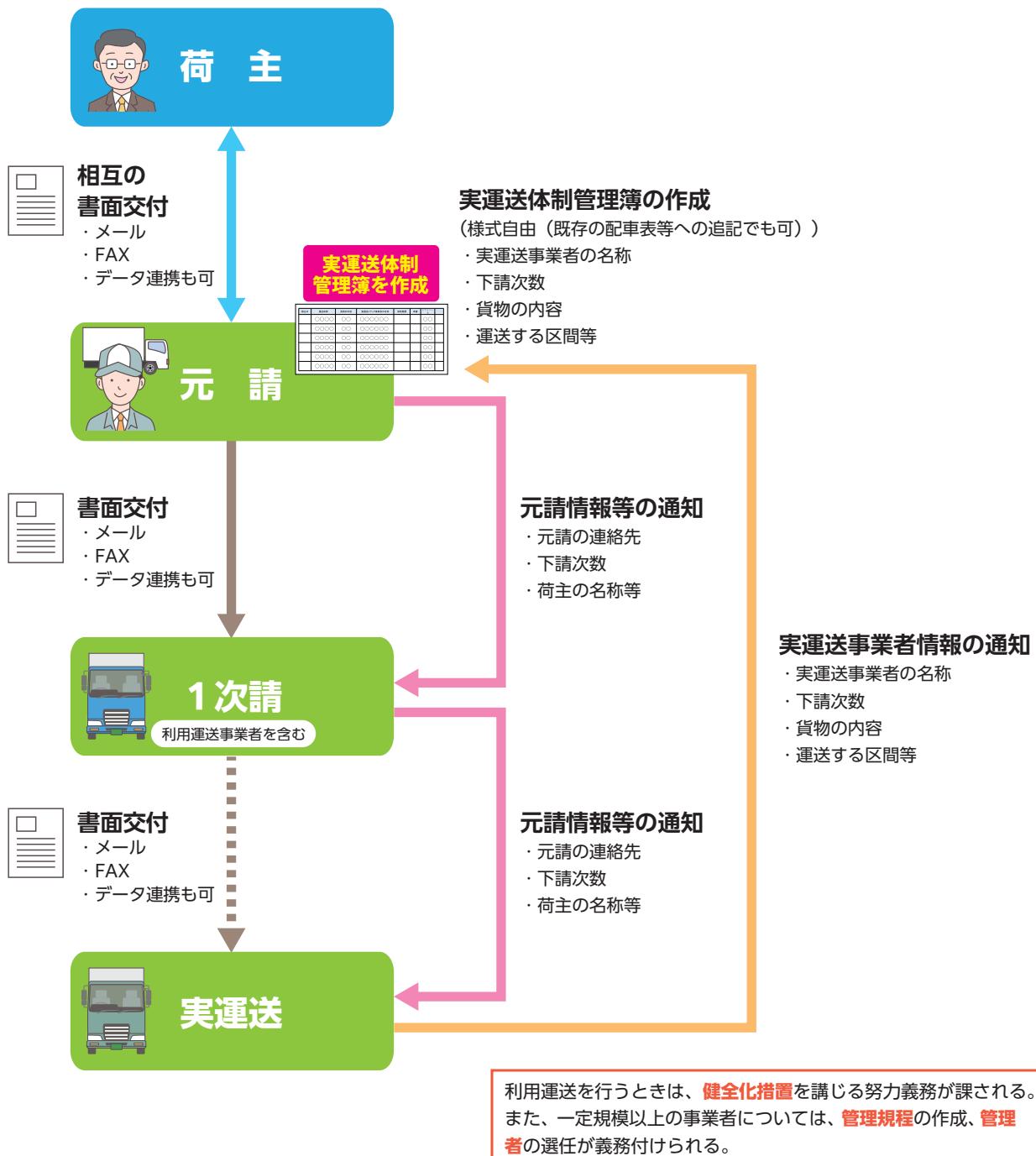


【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

## トラック事業者に対する規制的措置



### トラック事業者のメリット

特に実運送が主体の中小トラック事業者では、適正な労働条件や適正な運賃料金收受が可能となる環境が整います！

### (3) 軽トラック運送事業者に対する規制的措置



軽トラック事業者に「管理者選任と講習受講」、「国交大臣への事故報告」等が義務付けとなりました。

#### ● 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任しなければいけません。また、「貨物軽自動車安全管理者」を選任したときは、運輸支局等に届出しなければいけません。

#### ● 貨物軽自動車安全管理者に講習の受講が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任予定の者に貨物軽自動車安全管理者講習を、選任した貨物軽自動車安全管理者に貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任後2年ごとに、国土交通大臣の登録を受けた講習機関で受講させなければいけません。

#### ● 初任運転者等への特別な指導及び適性診断の受診が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、以下の運転者に対する特別な指導の実施と、国土交通大臣に認定された適性診断を受診させ、その指導及び適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置かなければいけません。

- 1) 初任運転者（過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者）
- 2) 高齢者（65歳以上の者）
- 3) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

#### ● 業務の記録が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、行った業務についての記録を作成し、1年間保存しなければいけません。

#### ● 事故の記録が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、事故が発生した場合、記録を作成し、3年間保存しなければいけません。

#### ● 国土交通大臣への事故報告が義務付けとなりました。

- ・軽トラック事業者は、死傷者を生じた事故等が発生した場合、30日以内に所定の様式により運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告しなければいけません。
- ・また、2人以上の死者を生じた事故等、一部の重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません。

### 3. トラック事業者に対する規制的措置の詳細

#### (1) 運送契約締結時の書面交付義務



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けとなりました。



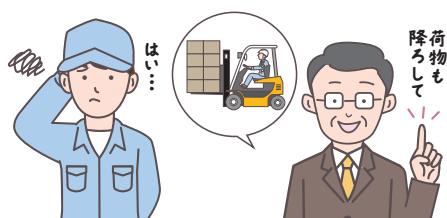
- ◆運送の対価である運賃が明確化されていたとしても、荷役・附帯業務等の対価である料金や、燃料サーチャージ等の運送に係る追加費用について契約内容が明確化されていない場合は、実運送事業者が業務量に見合った適正な運賃・料金を收受できているのか否かを確認・判断できず、その改善が図られにくいという問題があります。また、着荷主先で、運送契約に含まれない附帯業務を強いられた場合であっても、トラックドライバーはその附帯業務が運送契約に含まれているのか否かを判別できず、断ることができないという問題があります。
- ◆このため、荷主・トラック事業者等に対し、運送契約を締結する際に附帯業務の内容やその運賃・料金等について記載した書面の交付を義務付け、個々の運送ごとにおける契約の範囲や運賃・料金の明確化を図ります。

#### 書面化によるトラック事業者のメリット

##### 適正な運賃・料金の收受



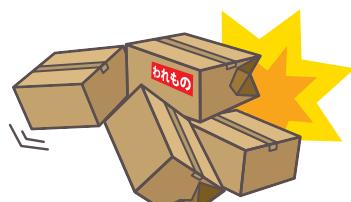
##### 現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



##### 過労運転等のコンプライアンス違反の防止



##### 事故等が起こった場合の契約内容の確認



## ● 書面交付には「法第 12 条」に基づくものと「法第 24 条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第 12 条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第 24 条）



### 国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
  - ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
  - ③貨物自動車運送事業者以外のもの
- をいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

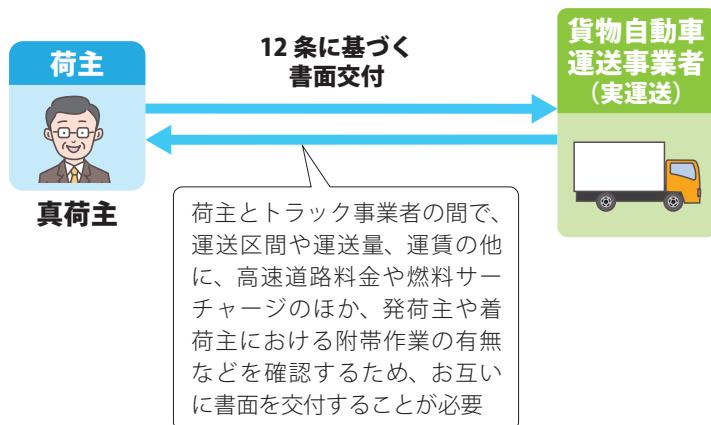
改正トラック法上の元請事業者は、「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問 4－2（次の問）をご参照ください。

問 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者（※）（＝元請事業者）が作成することとなります。  
（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。

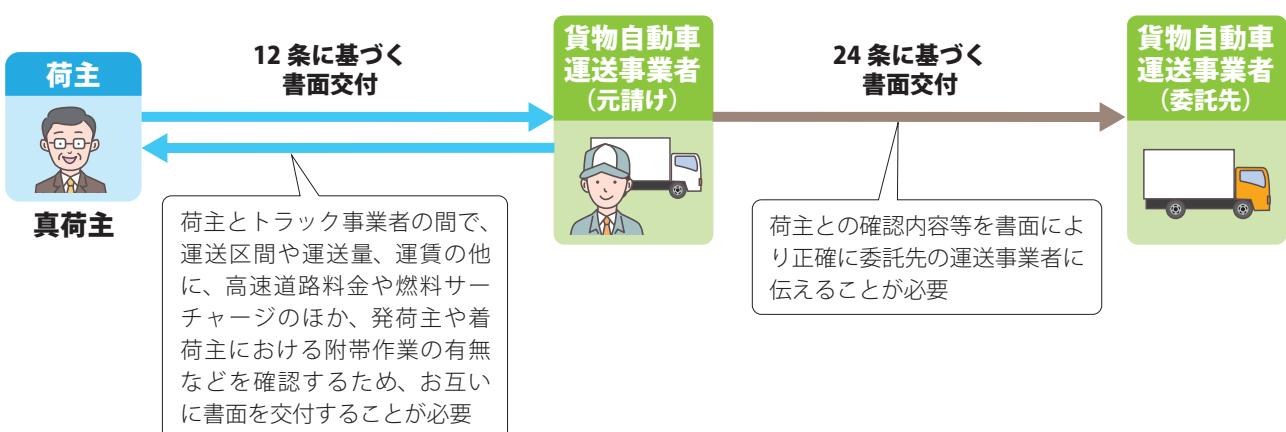
## 真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときの書面交付（第12条）

### 基本的な考え方

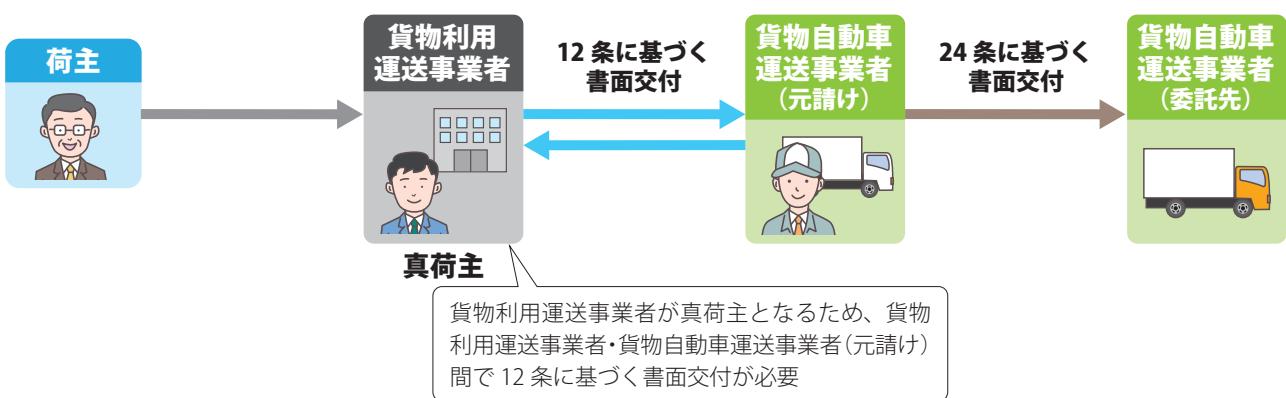


### 下請構造によるパターン例

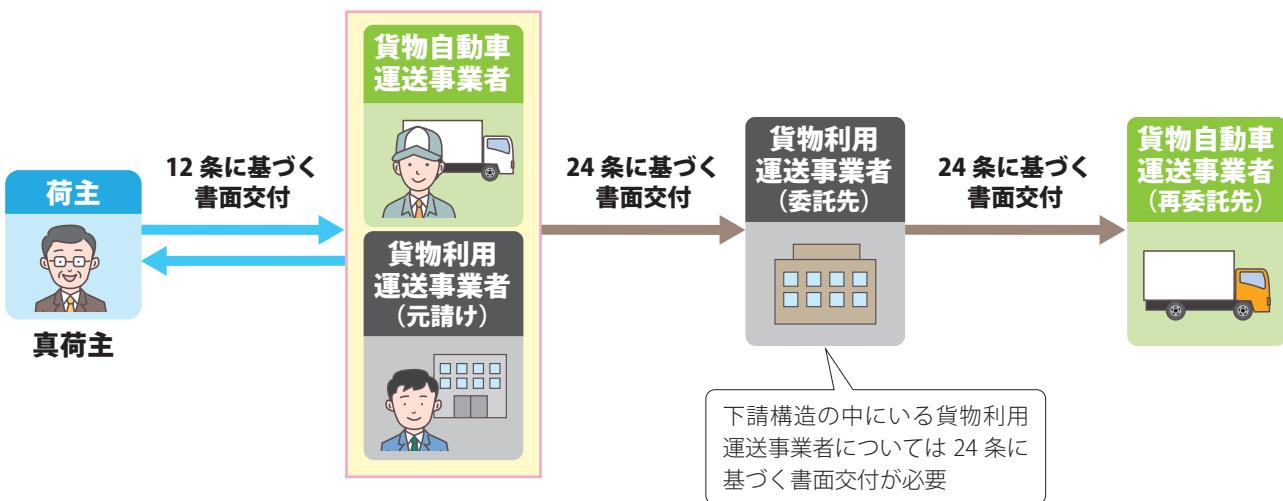
#### 他のトラック事業者へ委託する場合



#### 荷主が貨物利用運送事業者に運送委託をしている場合



## 下請構造の中に利用運送事業者が含まれる場合



### ● 交付する書面には、以下の事項を記載します。

- ・運送役務の内容・対価
- ・運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ・その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ・契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ・運賃・料金の支払方法
- ・書面を交付した年月日

※交付書面の一例は、次頁を参照してください。

### ● 最新の標準貨物自動車運送約款等を適用するか確認しましょう。

#### 国土交通省「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

# 交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

## 運送申込書／運送引受書

(※)申込者は太枠内を記入します。  
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

### I 運送契約の当事者等

申込者	社名又は 氏名	○○食品株	電話	028-111-▲▲▲
	住所	栃木県○○市○○1-1-1	FAX	028-222-▲▲▲
荷受人	社名又は 氏名	△△商店	E-mail	▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
	住所	東京都△△区△△3-3-3	【担当者名】	国土 花子
運送を 引き受ける者	社名又は 氏名	□□運輸株	電話	028-333-xxxx
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-xxxx
			E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
			【担当者名】	運輸 一郎

### II 運送の役務

集貨先／発送地	○○食品株 A工場	集貨／発送の 希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の 希望日時	令和7年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託	有・無		
品名	冷凍食品	品質	-15°C以下
運送の扱種別	貸切距離制	車種	冷凍車(1トン)
			台数
			1 同

### III 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間 ( 30分程度 )	取卸し作業の委託	(有)・無 予定作業時間 ( 30分程度 )
附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間 : 60分程度)		

### IV 運賃及び料金

運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、 30分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て 荷造り 保管 横持ち及び縦持ち ラベル貼り その他附帯業務( )	円	荷掛け金の立替え 仕分け 検収及び検品 棚入れ はい作業	円	円
消費税額	6,000 円				
合計額	70,000 円				
			運賃及び料金の 支払方法	銀行振込(支払期日: 令和7年4月4日)	

### V その他

集貨／発送の 予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の 予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	○○123あ×××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7 年 4 月 1 日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸株 代表取締役 運輸 太郎

## ● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ・ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限ります。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人 : ▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp 送信日時 : 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先 : XXXXXX@XXX.co.jp 件名 : 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品株</p> <p>□□運輸(株) 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等 : 冷凍車1両、貸切距離制 品名 : 冷凍食品1トン(10パレット) 積込 : 4/5 12時(○○食品 A工場) 取卸 : 4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託 : 有、30分程度 取卸作業の委託 : 有、30分程度 附帯業務の内容 : 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託 : 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 : 3,000円 消費税 6,000円 合計 : 70,000円</p> <p>支払方法 : R7.4.4 銀行振込</p> <p>----- ○○食品(株) ○○課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県○○市○○ 1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL : ▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp -----</p> <p>(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	<p>差出人 : XXXXXX@XXX.co.jp 送信日時 : 2025年4月1日火曜日 13:25 宛先 : ▲▲▲▲▲@▲▲. co.jp 件名 : RE: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品株</p> <p>○○食品株 國土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)</p> <p>□□運輸(株) □□課 運輸 一郎 〒XXX-XXXX 栃木県□□市□□ 2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人 : ▲▲▲▲▲@▲▲. co.jp 送信日時 : 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先 : XXXXXX@XXX.co.jp 件名 : 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品株</p> <p>□□運輸(株) 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等 : 冷凍車1両、貸切距離制 品名 : 冷凍食品1トン(10パレット) 積込 : 4/5 12時(○○食品 A工場) 取卸 : 4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託 : 有、30分程度 取卸作業の委託 : 有、30分程度 附帯業務の内容 : 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託 : 無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 : 3,000円 消費税 6,000円 合計 : 70,000円</p> <p>支払方法 : R7.4.4 銀行振込</p> <p>----- ○○食品(株) ○○課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県○○市○○ 1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL : ▲▲▲▲▲@▲▲. co. jp -----</p>

## ● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

**国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)**

**問 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していかなければいけませんか。**

**答** 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面と後日交付した書面の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

**問 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。**

**答** 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能です。なお、電子メールについては、PDF等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能です。

**問 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。**

**答** 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありません。

## (2) 健全化措置の努力義務／運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務



委託先への発注適正化(健全化措置)が努力義務となりました。  
また、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けとなりました。



委託先への発注を適正化しよう  
運送利用管理規程を作成しよう／  
運送利用管理者を選任しよう

- ◆多重下請構造が生じている場合において、末端の実運送事業者が収受する対価を適正化させるには、真荷主⇒元請け、元請け⇒1次請けといった、真荷主と末端の実運送事業者との間にある**全ての発注行為**の適正化が図られる必要があります。
- ◆このため、**トラック事業者等**に対し、**委託先への発注行為の適正化を図ることを努力義務**として課し、その主体的な取組を促します。
- ◆**一定規模以上のトラック事業者**については、**その実施を担保するための措置（運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任）**が義務付けられます。



### 発注適正化（健全化措置）によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



## ① 健全化措置の努力義務

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



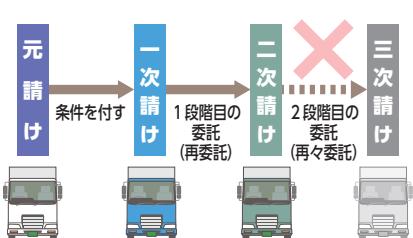
2

「荷主が提示する運賃・料金 <①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



● この健全化措置の努力義務は、具体的には以下の3通りの場合に適用されます。

- ①一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ②特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

## ② 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

- 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上）の事業者には、**運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任の義務**及び国土交通大臣への届出の義務が課されます。

- ・一定規模の「100万トン以上」に該当するかどうかは、毎年提出している**事業実績報告書**の「輸送トン数（利用運送）・全国計」欄で判断します。
- ・届出期限は、**利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで**です。
- ・**運送利用管理者**は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任して下さい。

### 国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」（令和7年1月31日時点）（抜粋）

問 「100万トン」については、何をもって判断すればよいでしょうか。

答 每年国土交通省にご提出いただいている貨物自動車運送事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄に記入された数値にてご判断ください。  
国からの指定や通知等はありませんので、各事業者において前年度の利用運送量の確認を確実に行ってください。

### ● 運送利用管理規程には、以下の内容の記載する必要があります。

- 1) 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- 2) 健全化措置の内容に関する事項
- 3) 健全化措置の管理体制に関する事項
- 4) 運送利用管理者の選任に関する事項

### ● 運送利用管理者は、以下のような職務を行います。

- 1) 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- 2) 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- 3) 実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

### (3) 実運送体制管理簿の作成義務



多重下請構造の可視化を図るために、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付けとなりました。**

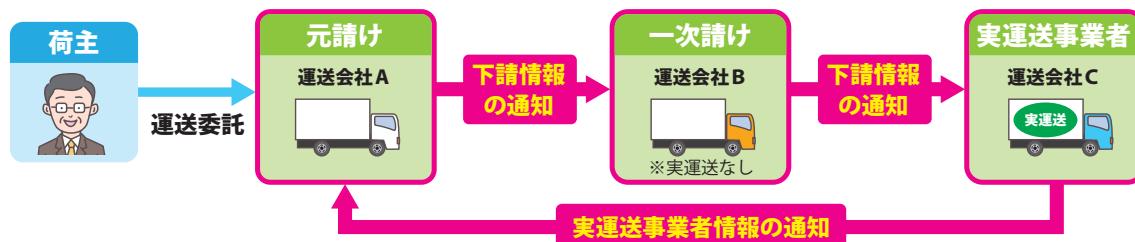


- ◆多重下請構造が生じている場合においては、荷主や元請事業者は、自らの荷物についてどのトラック事業者が実運送していて、またそれが何次請けとなっているかを把握できていないことも多く、こうした場合、実運送事業者が適正な料金・運賃を收受できているか把握できないという問題や、細かい作業指示が通らずトラブルが発生しかねないという問題があります。
- ◆このため、**元請事業者に対し、利用運送を行った場合に、実運送事業者の名称や請負階層等に関する情報を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けとなりました。**
- ◆**真荷主についてはその実運送体制管理簿の閲覧の請求ができるようにすることで、真荷主・元請事業者双方において多重下請構造の可視化を図ります。**

#### 実運送体制管理簿の作成義務



#### 情報通知の義務



#### 実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が收受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



## ● 実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者の義務となりました。

- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。
- ・「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成する必要はありません。

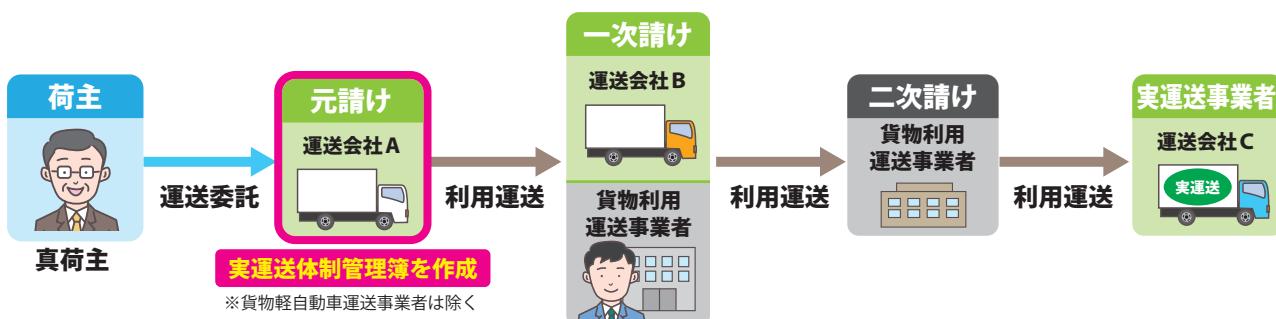
### パターン1 貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース



### パターン2 荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース



### パターン3 貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース



### 国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかになっている場合を指します。一度実運送体制管理簿を作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

## ● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- ・対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- ・実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「1.5トン」はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

## ● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ・実運送の商号又は名称
- ・実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ・実運送事業者の請負階層（1次請け、2次請け等）

### 実運送体制管理簿のイメージ

赤枠: 必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(紙製メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	…
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

## ● 既存の配車表を活用するなど、取り組みやすい形で作成して構いません。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。

答 実運送体制管理簿については電磁的記録による作成・保存も可能です。

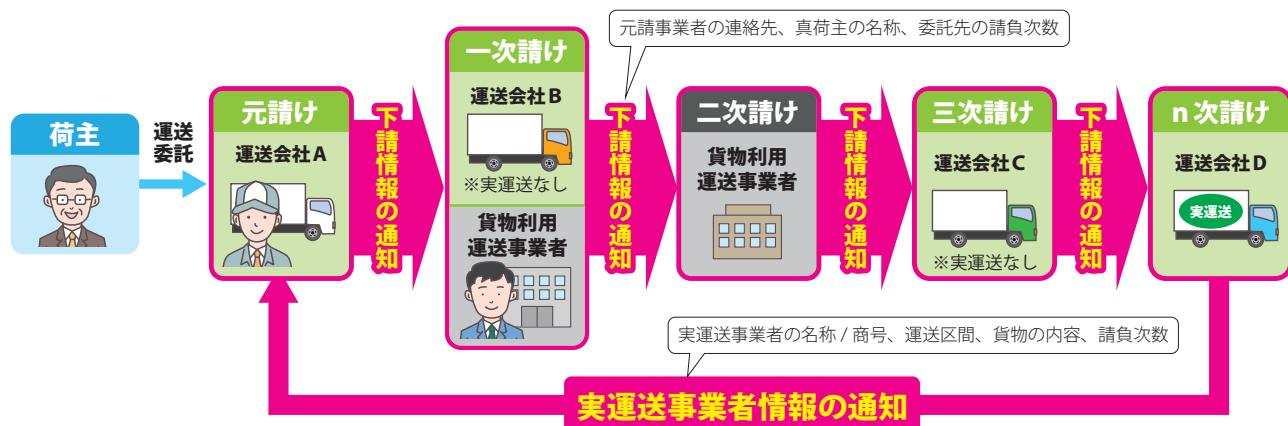
## 国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」(令和7年1月31日時点)(抜粋)

- 問 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。
- 答 実運送体制管理簿に決まった様式はありませんので、各事業者において作成しやすい形で作成いただいて問題ありません。必要事項が記載されていれば、既存の配車表等も活用いただけます。
- 問 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。
- 答 真荷主と元請事業者の間で締結された運送契約の後に締結された運送契約の数でカウントします。つまり、元請事業者の委託先が「1次請け」、「1次請け」の委託先が「2次請け」となり、以降運送契約が締結されるたびに次数が増えていきます。なお、下請構造の中にいる第1種貨物利用運送事業者も運送契約の主体となるため、請負階層にカウントされます。

### ● 各事業者に対し、情報通知の義務が課されます。

- ・実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。
- ・各事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、情報の通知とあわせて**当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達**するようしてください。
- ・情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。

#### 実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー



- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

## 4. 荷待ち時間・荷役作業等の記録の義務付け対象の拡大



従前、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上に限定されていた「荷待ち時間・荷役作業等の記録義務」の対象が、全ての車両に拡大されました。

- ◆ トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち・荷役時間を削減するためには、トラックドライバーの業務実態を把握し、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進する必要があります。
- ◆ また、契約や受発注の適正化、待機時間料や積込料・取卸料などの適正な料金収受においても、その根拠が必要です。
- ◆ 従前、**荷待ち時間・荷役作業等の業務記録への記載義務**は、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上に限定されていましたが、その対象が**全ての車両に拡大**されました。



荷待ち・荷役などの時間を適切に把握しよう



荷役作業を効率化しよう



テールゲートリフターを導入しよう



標準仕様パレットを使おう

### 荷待ち時間・荷役作業等の記録によるトラック事業者のメリット

- トラックドライバーの労働時間の正確な把握による、荷主等への荷待ち・荷役時間の短縮を提案する根拠ができます。
- 荷待ち時間や荷役作業等を明確にすることで、待機時間料や積込料・取卸料など適正な料金を收受することができます。
- 物流改正法により、荷主に荷待ち・荷役時間の短縮の努力義務が課されますが、効果目標である年間ドライバー1人当たり125時間短縮の結果等も正確に把握することができます。

## ● 全ての車両で「荷待時間・荷役作業等」の業務記録への記載が義務となりました。

- ・荷主の都合により、30分以上待機したときや、集荷地点や配送地点等で積込みや取卸し、または附帯業務（以下、荷役作業等という。）を実施した場合は、**乗務記録**に「**集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時**」などを記載してください。
- ・ただし、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間が1時間以上となった場合が対象になります。
- ・荷役作業等の記録では、その記録内容について**荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったか**についても記録してください。

### 荷待時間・荷役作業等の記録義務付けに伴う乗務記録への記載例（1）

[ 発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 ]

#### パターン例（サンプルA）

8:45	集貨地点に到着
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機：20分)
9:20～9:40	附帯業務①(荷造り) →20分 (荷主都合の待機：20分)
10:00～10:30	附帯業務②(ラベル貼り) →30分
10:30～11:30	積込み →60分
11:30	出発

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上（110分）となるため記載要件に該当します。

#### 記入見本

### 荷待時間・荷役作業等記録票（例）

荷主名：株式会社〇〇 車両番号：○ ○ ○ ○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み／取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00～9:20 9:40～10:00	40分	9:20～9:40 10:00～10:30	10:30～11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着)荷主側担当者確認欄	荷役作業等の確認欄	荷主側担当者不在の場合
1. 積込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分け 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 梱包 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他( )	△△ △△	△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の全てが明記されていても、合計時間が1時間以上となる場合は業務記録への記載が必要です

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。  
※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合**は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

## 荷待時間・荷役作業等の記録義務付けに伴う乗務記録への記載例（2）

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

パターン例（サンプルB）		
15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機：40分)	
16:40～17:00	取卸し (荷主都合の待機：20分)	→20分
17:20～17:50	附帯業務（棚入れ）	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が**50分**ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

**記入見本**

### 荷待時間・荷役作業等記録票（例）

荷主名：株式会社●●● 車両番号：● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00～16:40 17:00～17:20	60分	17:20～17:50	16:40～17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1. 積込み（手荷役・機械荷役） 2. 取卸し（手荷役・機械荷役） 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 横持ち 7. 縦持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他（ ）			

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合は、**  
所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください

- 別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、荷待時間・荷役作業等の記載の必要はありません。
- 記載した業務記録は、最低1年間保存してください。

# 5. 改正法への対応状況チェックリスト



改正法への対応状況について、下記内容をチェックして下さい。

## 1 運送契約締結時の書面交付義務

運送契約を書面化しよう	●最新の標準貨物自動車運送約款等が適用されていますか	<input type="checkbox"/>
	●真荷主と元請事業者の間で、運送契約の内容を記載した書面を相互に交付していますか	<input type="checkbox"/>
	●利用運送を行う場合、運送契約の内容を記載した書面を委託先へ交付していますか	<input type="checkbox"/>
	●運送契約の書面には、必要な事項が記載されていますか	<input type="checkbox"/>
	●運送契約の書面の写しを1年間保管する体制ができますか	<input type="checkbox"/>

## 2 健全化措置の努力義務

委託先への発注を適正化しよう	●利用運送を行う場合、適正な発注内容としていますか	<input type="checkbox"/>
	●委託先には運送に要する費用の概算額を勘案した額で発注していますか	<input type="checkbox"/>
	●荷主が提示する運賃・料金が上記の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉したいと申し出ていますか	<input type="checkbox"/>
	●委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付していますか	<input type="checkbox"/>

## 3 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務

運送利用管理規程を作成しよう 運送利用管理者を選任しよう	●前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者の場合、運送利用管理規程を作成していますか	<input type="checkbox"/>
	●作成した運送利用管理規程には、必要な事項が記載されていますか	<input type="checkbox"/>
	●前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者の場合、運送利用管理者を選任していますか	<input type="checkbox"/>
	●選任した運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）ですか	<input type="checkbox"/>

## 4 実運送体制管理簿の作成義務

 実運送体制管理簿を作成しよう	●元請事業者の場合、真荷主から引き受けた 1.5 トン以上の貨物の運送について利用運送を行ったとき、実運送体制管理簿を作成していますか <input type="checkbox"/>
	●実運送体制管理簿には、必要な事項が記載されていますか <input type="checkbox"/>
	●実運送体制管理簿を 1 年間保管する体制ができていますか <input type="checkbox"/>
	●実運送事業者の場合、元請事業者に必要な情報を通知していますか <input type="checkbox"/>
	●利用運送を行う場合、委託先の運送事業者に必要な情報を通知していますか <input type="checkbox"/>

## 5 荷待時間・荷役作業時間等の記録義務

 荷待ち・荷役などの時間を適切に把握しよう	●全ての車両で、荷待時間・荷役作業等を業務記録に記載していますか <input type="checkbox"/>
	●荷待時間・荷役作業等の記録には、必要な事項が記載されていますか <input type="checkbox"/>
	●荷役作業等の記録では、その内容について荷主が確認したかどうかについても記録していますか <input type="checkbox"/>
	●記載した業務記録は、最低 1 年間保管する体制ができていますか <input type="checkbox"/>

## 6 荷主との物流効率化に向けた取組

 積載率の向上に努めよう	●荷主に対して荷待ち時間・荷役等時間の短縮、積載効率の向上など、物流効率化への取組の提案をしていますか <input type="checkbox"/>
	●提案の際には、荷待ち時間・荷役等時間、積載効率などをデータで示していますか <input type="checkbox"/>
	●荷主と物流効率化への取組を検討、協議する場をもっていますか <input type="checkbox"/>
	●物流効率化への取組に、荷主の協力を得られていますか <input type="checkbox"/>
	●物流改正法の目標 (KPI) を、荷主と定期的に共有・確認していますか <input type="checkbox"/>
	●諸般の取組により、荷待ち時間・荷役等時間は短縮できていますか <input type="checkbox"/>
	●諸般の取組により、積載効率は向上できていますか <input type="checkbox"/>

## 改正貨物自動車運送事業法 Q & A

第213回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）が成立し、令和6年5月15日に公布されました。

改正法第4条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、主に

1. 運送契約締結時の書面交付義務
2. 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などについて規定し、これらの規定については、令和7年4月1日から施行することとされているところです。

今般、これらの改正内容を解説するとともに、その具体的な運用についてお示しするため、国土交通省によくお寄せいただく問合せを中心にQ & Aを作成しましたので、改正貨物自動車運送事業法への対応に当たっての参考としていただければ幸いです。

本Q & Aで使用する用語の定義は以下のとおりです。

- ・トラック法… 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
- ・改正トラック法… 改正法による改正後の貨物自動車運送事業法
- ・施行日… 改正トラック法の施行の日（令和7年4月1日）
- ・年度… 4月1日から翌年3月31日までの期間

※具体的な条項を挙げているもの（例えば、「改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付」など）については、当該条項を他の条項において準用する場合も含みます。

国土交通省 物流・自動車局  
貨物流通事業課

## 目次

### 【1. 総論】

問 1-1 改正トラック法の概要を教えてください。 . . . . .	1
問 1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。 . . . . .	1
問 1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。 . . . . .	1
問 1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するでしょうか。 . . . . .	1
問 1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人 は「真荷主」に該当するでしょうか。 . . . . .	1
問 1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。 . . . . .	2

### 【2. 書面交付関係】

問 2-1 書面交付義務の概要について教えてください。 . . . . .	3
問 2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。 . . . . .	3
問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて (別建てして) 書面に記載しなければならないことですが、積込みや取卸しは 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。 . . . . .	4
問 2-4 時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要が ありますか。 . . . . .	4
問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありま すか。 . . . . .	4
問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していかなければいけません か。 . . . . .	4
問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどうになりますか。 . . . . .	5
問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、 交付書面にはどのように記載すればよいですか。 . . . . .	5
問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載してい たところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額 と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて 書面を交付する必要がありますか。 . . . . .	5
問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。 . . . . .	5
問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。 . . . . .	5
問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。 . . . . .	7
問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。 . . . . .	7

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。 .....	7
問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。 .....	7
問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。 .....	7
問 2-16 マッチングサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。 .....	7
問 2-17 貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の 交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者に なりますか。 .....	8
問 2-18 書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。 .....	8
問 2-19 改正トラック法第12条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を 空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取 った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面の やり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。 .....	8
問 2-20 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必 要事項を記載する形でも問題ありませんか。 .....	8
問 2-21 契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の 交付を行う必要がありますか。 また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はど うですか。 .....	11
問 2-22 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更した り、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。 .....	11
問 2-23 施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、 当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。 .....	11
問 2-24 印紙税の取扱いはどのようにになりますか。 .....	12

### 【3. 健全化措置関係】

#### ＜努力義務について＞

問 3-1 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。 .....	13
問 3-2 健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょ うか。 .....	13
問 3-3 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけ ないのでしょうか。 .....	13
問 3-4 問3-3の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。 .....	13
問 3-5 健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。 ....	14

#### ＜運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について＞

問 3-6 運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。 .....	14
問 3-7 具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。 .....	15
問 3-7-2 「100万トン」については、何をもって判断すればよいでしょうか。 .....	15
問 3-7-3 義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。 ....	15

問 3-7-4 過去に一度でも「100 万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象となるのでしょうか。 .....	15
問 3-8 運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等はありますか。 .....	15
問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。 .....	16
問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。 .....	16
問 3-11 運送利用管理規程・運送利用管理者の届出の手続について教えてください。 .....	16
問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。 .....	16

#### 【4. 実運送体制管理簿関係】

問 4-1 実運送体制管理簿の概要について教えてください。 .....	17
問 4-2 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。 .....	17
問 4-3 貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。 .....	18
問 4-4 真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。 .....	18
問 4-5 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。 .....	18
問 4-6 元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。 .....	18
問 4-7 「1.5 トン」はどの段階で判断するのでしょうか。 .....	19
問 4-7-2 真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5 トン」以上ありましたが、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。 .....	19
問 4-7-3 真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5 トン」以上でしたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5 トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。 .....	20
問 4-8 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。 .....	20
問 4-8-2 マッチングサイトは請負階層にカウントされますか。 .....	20
問 4-9 「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。 .....	20
問 4-10 問 4-1について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。 .....	20
問 4-10-2 問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合	

でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。 .....	21
問 4-10-3 問 4-10について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。 .....	21
問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、作成義務の対象となるのか。 .....	21
問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。 .....	22
問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。 .....	22
問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。 .....	22
問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。 .....	22
問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。 .....	22
問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要はありますか。 .....	24
問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。 .....	24
問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。 .....	24
問 4-20 実運送事業者より通知が来なかつたことで実運送体制管理簿が作成できなかつた場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。 .....	24
問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかつたために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかつた場合、行政処分等の対象になりますか。 .....	24

## 【5. その他】

問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。 .....	25
---	----

## 【1. 総論】

問 1-1 改正トラック法の概要を教えてください。

答 従前より貨物自動車運送業においては、多重下請構造や口頭による運送契約の締結等が、適正な運賃・料金の収受に当たっての大きな課題となっていました。こうした課題に対応するため、今般、トラック法を改正し、  
1. 運送契約締結時等の書面交付義務  
2. 下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務  
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務などの規制的措置を導入することとしております。各改正事項の概要については、別紙1をご参照ください。

問 1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。

答 令和7年4月1日より施行されます。

問 1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
  - ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
  - ③貨物自動車運送事業者以外のもの
- をいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

改正トラック法上の元請事業者は「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問4-2をご参照ください。

問 1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するでしょうか。

答 自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、個人事業主であっても「真荷主」に該当します。

問 1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するでしょうか。

答 引越自体は当該法人の事業ではないため、該当しません。  
ただし、オフィスの移転を貨物利用運送事業者に委託し、当該貨物利用運送事

業者が他の貨物自動車運送事業者に運送委託した場合は、当該貨物利用運送事業者が真荷主に該当することになります。

問1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。

答 「真荷主」に該当する場合には、改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付義務が課されることになります。自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を、当該貨物自動車運送事業者との間で相互に交付しなければなりません。具体的な記載事項等は【2. 書面交付関係】をご参照ください。なお、交付した書面についてはその写しを1年間保存することとされています。

また、真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者に対して、実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

## 【2. 書面交付関係】

問 2-1 書面交付義務の概要について教えてください。

答 真荷主及び貨物自動車運送事業者（※1）が運送契約を締結するときは、改正トラック法第12条第1項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※2）は、改正トラック法第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。以下の図1もご参照ください。

（※1）特定貨物自動車運送事業者を除く。

（※2）具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

### 書面交付の義務付けについて

図1

＜パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース＞



①：第12条の規定に基づく書面交付  
(真荷主↔トラック事業者)

②：第24条の規定に基づく書面交付  
〔トラック事業者・利用運送事業者  
⇒トラック事業者・利用運送事業者〕

＜パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース＞



＜パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース＞



問 2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。

答 交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要があります

す。

- ①運送の役務の内容及び対価
- ②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面の交付年月日

**問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですですが、積込みや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。**

答 荷役作業や附帯業務は原則として「運送の役務以外の役務」に該当するものと考えられます。

他方で、例えば宅配便における玄関先への配達など、取引の実態として、委託者・受託者がともにその作業が運送の一部をなすものとして認識しており、かつ当該作業に係る対価を運賃に包含させることに両者間で異論がない場合には、当該作業を「運送の役務」として取り扱うことは差し支えありません。

**問 2-4 時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要がありますか。**

答 時間制運賃の場合、その時間内に行われる積込み・取卸しに係る対価を運賃に包含させることは問題ありません（別建てする必要はありません）（※）が、その場合でも、積込み・取卸しが発生する旨は書面に明記しなければなりません。

（※）国土交通省がお示ししている「標準的運賃」では、時間制運賃の場合、その時間内であれば、待機時間料や積込料・取卸料は時間制運賃の中に包含されております。

**問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。**

答 具体的にどのような作業を行う必要があるのかを委託先が認識できるのであれば、特に記載の粒度は問いません。

**問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していかなければいけませんか。**

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面（以下「当初書面」という。）と後日交付した

書面（以下「後日書面」という。）の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。

答 後日書面の交付をもって書面交付義務が完全に履行されたものと考えられますので、当初書面も含めて、後日書面を交付した日から1年間保存する必要があります。

問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。

答 運送に伴い生じる費用について、委託者が実費を負担することとしている場合、例えば「運送に要した有料道路利用料、○○料、△△費については、実費を委託者が負担する」旨の記載があれば、当該費用に係る料金については具体的な金額が記載されていなくても問題ありません。

問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。

答 実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありませんが、運賃・料金等について変更が生じた場合の取扱いについては、運送契約の締結時にあらかじめ取り決めておくことが望ましいです。

問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。

答 必要な事項が記載された書面であれば、特に書面の形態・様式等は問いませんので、送り状等を交付書面として活用いただくことも可能です。交付書面の一例を次頁に掲載しますので、参考にしてください。

問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

## ○交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

## 運送申込書／運送引受書

## I 運送契約の当事者等

申込者	社名又は 氏名	〇〇食品株	申込日：令和7年4月1日
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	電話 028-111-▲▲▲ FAX 028-222-▲▲▲ E-mail ▲▲▲▲@▲▲.co.jp 【担当者名】国土 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 <input checked="" type="checkbox"/>			
荷受人	社名又は 氏名	△△商店	電話 03-5555-△△△△ FAX — E-mail — 【担当者名】貨物 三郎
	住所	東京都△△区△△3-3-3	
運送を 引き受ける者	社名又は 氏名	□□運輸株	電話 028-333-xxxx FAX 028-444-xxxx E-mail xxxxxx@xxx.co.jp 【担当者名】運輸 一郎
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	

## II 運送の役務

集貨先／発送地	〇〇食品株 A工場			集貨／発送の 希望日時	令和7年4月5日 9時～12時	
配達先／到着地	△△商店			配達／到着の 希望日時	令和7年4月5日 14～16時	
運送保険加入の委託	有・無					
品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数 10パレット (1パレット当たり段ボール10箱)
運送の扱種別	貸切距離制		車種	冷凍車(1トン)		台数 1両

## III 荷役作業・附帯業務等

積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間：60分程度)		

## IV 運賃及び料金

運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間： 分、 30分あたり単価：	円)		
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛け金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
	その他附帯業務( )	円			
消費税額	6,000 円	運賃及び料金の 支払方法			銀行振込(支払期日：令和7年4月4日)
合計額	70,000 円				

## V その他

集貨／発送の 予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の 予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ×××	【運転者名】	運輸 次郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和7年4月1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸株 代表取締役 運輸 太郎

問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答 電話で運送依頼を行う場合でもあっても、電話連絡後直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、電話連絡のみによる運送依頼は、書面交付義務違反となります。

問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。

答 問 1-3 のとおり、一般消費者は「真荷主」には含まれないため、一般消費者と運送契約を締結する際に書面交付義務はかかりません。

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」又は「真荷主が郵便物・信書便物の運送を委託する場合（※改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付に限る）」には書面交付義務の対象外となります。それ以外の場合については基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。

答 該当しません。スポット輸送についても、災害時等を除き、基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 「真荷主」に該当する第一種貨物利用運送事業者は、改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付義務の対象となります。真荷主の定義については問1-3をご参照ください。

また、下請構造の中にいる（※1）第一種貨物利用運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合には、第24条第2項に基づく書面交付義務の対象となります。

（※1）「下請構造の中にいる」とは、問2-1 図1<パターン3>における貨物利用運送事業者のように、自身より上流に貨物自動車運送事業者が存在している場合を指す。

問 2-16 マッチングサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。

答 当該事業者が第一種貨物利用運送事業者に該当する場合は、問2-15のとおり書面交付義務の対象となります。

第一種貨物利用運送事業者に該当しない場合は、当該事業者が「真荷主」に該当する場合に、改正トラック法第12条第1項に基づく書面交付義務の対象となります。

問 2-17 貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者になりますか。

答 改正トラック法による書面交付は、運送契約を締結する当事者間で行うこととなるため、貨物自動車運送事業者が、マッチングサービス事業者を介してマッチングした他の貨物自動車運送事業者と直接運送契約を締結する場合、当該他の貨物自動車運送事業者に対して書面を交付することとなります。

この場合において、実務上マッチングサービス事業者を経由して書面交付を行うことも否定はされませんが、仮に委託先に書面が到達しなかった場合や記載事項に不備があった場合などは、一義的には書面の交付主体たる貨物自動車運送事業者に義務不履行の責任が生じ得ることになるため、利用するマッチングサービス事業者が改正トラック法の改正内容に対応しているかどうかをあらかじめ確認しておくことが有効です。

他方で、マッチングサービス事業者が第一種貨物利用運送事業者であって、貨物自動車運送事業者が当該マッチングサービス事業者と運送契約を締結する場合は、当該マッチングサービス事業者に対して書面を交付することとなります。

問 2-18 書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、貨物自動車運送事業者についてはトラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。また、荷主についてもトラック・物流Gメンによる是正指導の対象となる可能性があります。

問 2-19 改正トラック法第12条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面のやり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。

答 お尋ねのような書面のやり取りをもって相互交付したものと取り扱っていただいて差し支えありません。また、委託先の貨物自動車運送事業者の「名称及び住所」についても同様に、真荷主が交付する申込書において記載が無くとも、委託先の貨物自動車運送事業者が受け取った書面に自社の「名称及び住所」を追記して荷主に交付すれば、相互交付したものと取り扱っていただいて問題ありません。この取扱いをした場合、真荷主は、委託先から交付のあった書面又はその写しを交付のあった日から1年間保存する必要があります。

なお、改正トラック法第24条第2項に基づく書面交付については、上記のような取扱いは認められず、委託者から委託先に対して法定事項が網羅された書面を交付する必要があります。

問 2-20 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。

答 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子

メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能であり、例えば、以下のような方法が挙げられます。

- ①電子メールやファックス（※）等による送受信
- ②ウェブサイト上に表示された記載事項を契約の相手方がダウンロードする方法
- ③契約の相手方がログインして閲覧するインターネットページにアップロードする方法
- ④CD-R等に記録して契約の相手方に交付する方法

なお、電子メールについては、PDF等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能であり、その際の記載例については次頁をご参照ください。

（※）電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス（複合機など）へ送信する方法は「電磁的方法による提供」に該当し、事前に相手方の承諾が必要となるが、受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法については「書面の交付」に該当し、事前の承諾等は不要である。

## ○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：▲▲▲▲@▲▲.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)</p> <p>□□運輸(株) 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容： 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>----- ○○食品(株) ○○課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL : ▲▲▲▲@▲▲.co.jp -----</p> <p>（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25 宛先：▲▲▲▲@▲▲.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)</p> <p>○○食品(株) 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※）</p> <hr/> <p>□□運輸(株) □□課 運輸 一郎 〒xxx-xxxx 栃木県□□市□□2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <hr/> <p>-----Original Message----- 差出人：▲▲▲▲@▲▲.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)</p> <p>□□運輸(株) 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容： 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・棚入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円、 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>----- ○○食品(株) ○○課 国土 花子 〒▲▲-▲▲▲ 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲ E-MAIL : ▲▲▲▲@▲▲.co.jp -----</p>

問 2-21 契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみを行う場合はどうですか。

答 <施行日以降に締結した契約について>

法定事項を変更しようとする場合は、変更のあった事項について、書面の交付を行う必要があります。ただし、組織運営に変更のない商号又は名称等の変更など形式的な変更をしようとする場合や、法定事項以外の事項を変更しようとする場合は、改めて書面の交付を行う必要はありません。

また、契約の同一性を保ったままで契約期間のみを延長する場合についても、改めて書面の交付を行う必要はありません。

<施行日より前に締結した契約について>

施行日以降に契約内容を変更しようとする場合は、以下の取扱いとなります。

①契約締結時に法定事項を満たす書面をすでに交付している場合

⇒<施行日以降に締結した契約について>と同様の取扱いとなります。

②契約締結時に法定事項を満たさない書面を交付している場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を改めて交付する必要があります。

③契約締結時に書面交付を行っていない場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を交付する必要があります。

問 2-22 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。

答 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありませんが、施行日以後に契約内容に何らかの変更が生じる場合については、問2-21<施行日より前に締結した契約について>のとおり取り扱う必要があります。

なお、取引環境の改善に向けて、今般の改正を機に契約内容の見直しを行っていただることを推奨しております。

問 2-23 施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。

答 当該個別契約を締結するに当たっては、書面交付義務がかかり、その書面は法定事項を満たす必要があります。例えば施行日より前に締結した基本契約において運賃・料金の別建てを行っていない場合、施行日以降に個別契約を締結するに当たって、当該個別契約に係る書面において運賃・料金の別建てを行っていただくか、又は基本契約を変更して運賃・料金の別建てを行っていただく必要があります。

ます。

なお、施行日より前に締結した基本契約についてすでに書面を交付している場合、当該書面の記載事項と施行日以降に交付する個別契約に係る書面の記載事項を組み合わせる形で法定事項を満たすこととする取扱いについては問題ありません。

問2-24 印紙税の取扱いはどのようにになりますか。

答 後日、本Q & Aに掲載する予定ですので、今しばらくお待ちください。

### 【3. 健全化措置関係】

#### 〈努力義務について〉

問 3-1 健全化措置の努力義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※）に、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めることとされています。

（※）具体的には以下の3通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

問 3-2 健全化措置の努力義務については、具体的にどのような措置を講じればよいでしょうか。

答 改正トラック法第24条第1項において以下の措置が規定されています。それぞれの措置のイメージについては、図2をご参照ください。

- ①利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。
- ②自らが引き受ける貨物の運送について荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合にあっては、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。
- ③委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。

問 3-3 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」は必ず実施しなければいけないのでしょうか。

答 「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」については努力義務の一例としてお示ししているものであるため、当該措置に代えて、委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関してその他の条件（問3-4参照）を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。

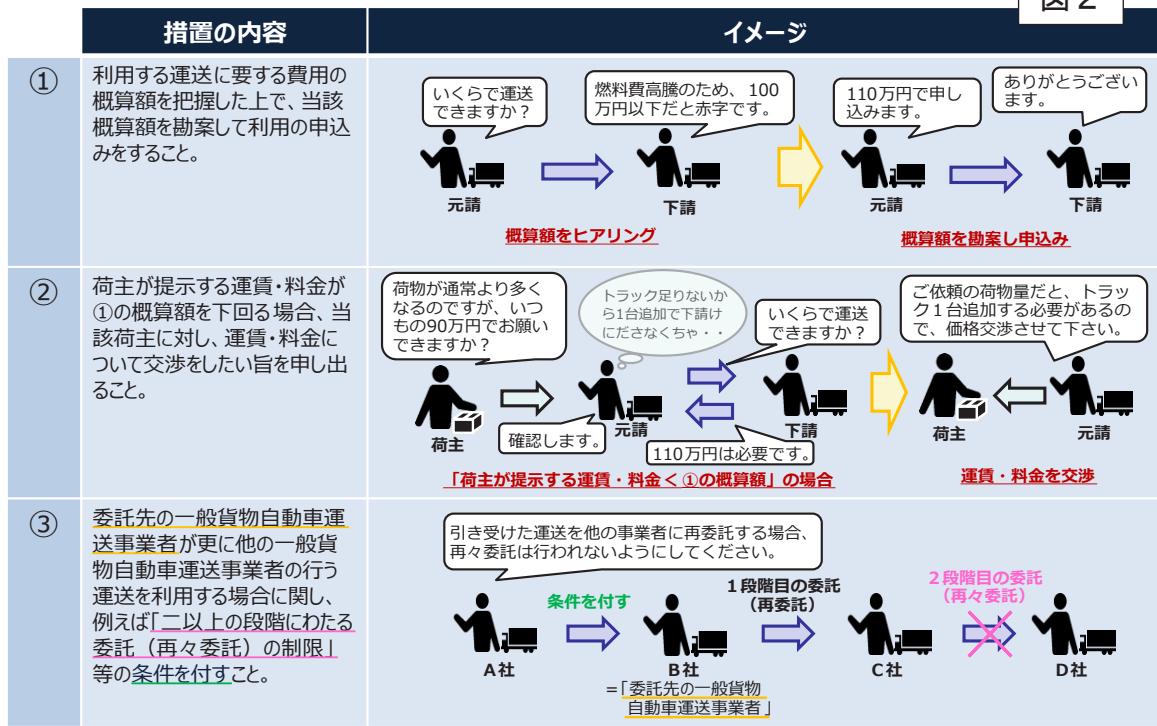
問 3-4 問3-3の「その他の条件」とは、例えばどのような条件が考えられますか。

答 改正トラック法第24条第1項の努力義務の名宛て人（=条件を付す者）をA、Aの委託先の一般貨物自動車運送事業者をB、Bの委託先の一般貨物自動車運送事業者をCとした場合、例えば、「BがAから引き受けた貨物の運送についてCの行う運送を利用するときは、Cの運送に要する費用をBが聞き取る場を設けた上

で申込みをすること」等が想定されます。

### 健全化措置のイメージ

図2



### 問3-5 健全化措置の努力義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 健全化措置の努力義務については、元請事業者等の主体的な取組を促すためのものであるため、罰則や行政処分は設けておりません。他方で、運賃・料金を不当に据え置くなど、違反原因行為をしている疑いがあると認められる事業者については、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。

### <運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について>

#### 問3-6 運送利用管理規程・運送利用管理者の概要について教えてください。

答 健全化措置の実効性を高めるため、一定規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者については、

- ・健全化措置の実施に関する「運送利用管理規程」を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ・健全化措置の実施・管理の体制を確保するための「運送利用管理者」を選任し、国土交通大臣に届け出る義務が課されます。

問3-7 具体的にどのような事業者が義務付けの対象になりますか。

答 「前年度に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量（以下「利用運送量」という。）が100万トン以上」である一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務の対象となります。貨物利用運送事業者は義務付けの対象にはなりません。

問3-7-2 「100万トン」については、何をもって判断すればよいでしょうか。

答 每年国土交通省にご提出いただいている貨物自動車運送事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄に記入された数値にてご判断ください。

問3-7-3 義務付けの対象となった場合、国から指定や通知等はあるのでしょうか。

答 国からの指定や通知等はありませんので、各事業者において前年度の利用運送量の確認を確実に行っていただき、100万トン以上である場合には、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任及び国土交通大臣への届出を行う必要があります。

問3-7-4 過去に一度でも「100万トン」以上となったことがあれば、義務付けの対象となるのでしょうか。

答 令和6年度以降に利用運送量が100万トン以上となった場合に義務付けの対象となります。令和5年度以前の利用運送量は問いません。

なお、一度運送利用管理規程・運送利用管理者の届出を行っていただければ、翌年度以降改めて届出を行っていただく必要はありません（※変更がある場合には変更の届出が必要）。例えば、届出を行った後に一度100万トンを下回り、その後再び100万トン以上となった場合、過去に一度届出を行っていれば、再度の届出は不要です。

問3-8 運送利用管理規程にはどのような事項を記載すればよいですか。また、ひな形等はありますか。

答 運送利用管理規程に定める事項として、改正トラック法第24条の2第2項において以下の事項が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理規程のひな形については、後日、本Q&Aに掲載する予定です。

問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。

答 改正トラック法第24条の3第1項において、運送利用管理者は「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」のうちから1人選任することとされています。

問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。

答 改正トラック法第24条の3第2項において以下の職務が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

問 3-11 運送利用管理規程・運送利用管理者の届出の手続について教えてください。

答 後日、本Q & Aに掲載する予定ですので、今しばらくお待ちください。

問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 行政処分の対象となる可能性があります。また、「運送利用管理規程の届出をしないで、又は届け出た運送利用管理規程によらないで、事業を行ったとき」又は「運送利用管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」は、百万円以下の罰金が科されることになります。

## 【4. 実運送体制管理簿関係】

問 4-1 実運送体制管理簿の概要について教えてください。

答 真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、貨物の運送ごとに、以下の事項を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から1年間、これを営業所に据え置かなければなりません。

なお、「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」は、実運送体制管理簿を貨物の運送ごとに作成する必要はありません。(詳細は問4-10～問4-10-3をご参照ください。)

### 【実運送体制管理簿の記載事項】

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

問 4-2 実運送体制管理簿は誰が作成するのでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を受けた貨物自動車運送事業者(※)(=元請事業者)が作成することとなります。図3もご参考ください。

(※) 貨物軽自動車運送事業者は除く。

### 実運送体制管理簿の義務付けについて

図3

#### <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

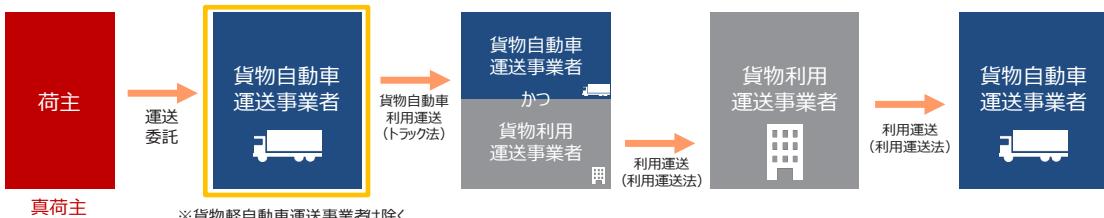


□ : 管理簿の作成主体

#### <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



#### <パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問4-3 貨物利用運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 貨物利用運送事業者に作成義務はありませんが、下請構造の中にいる場合には、必要事項を委託先へ通知する義務がかかります。（詳細は問4-6をご参照ください。）

問4-4 真荷主から引き受けた貨物をすべて自社で実運送した場合、実運送体制管理簿の作成は必要ですか。

答 不要です。ただし、真荷主から引き受けた貨物の運送について、一部でも他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用した場合は、作成の対象になります。

問4-5 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 元請事業者以外の貨物自動車運送事業者に作成義務はありませんが、必要事項を委託先又は元請事業者へ通知する義務がかかります。（詳細は問4-6をご参照ください。）

問4-6 元請事業者はどのようにして実運送事業者やその請負階層を把握することができるのでしょうか。

答 真荷主から引き受けた貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象であるとき（＝真荷主から1.5トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うとき）、元請事業者は

- (i) 元請事業者の連絡先
- (ii) 真荷主の商号又は名称
- (iii) 委託先の運送事業者の請負階層

を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

当該通知を受けた運送事業者は、実運送を行ったときは

- ①実運送事業者の商号又は名称
- ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③実運送事業者の請負階層

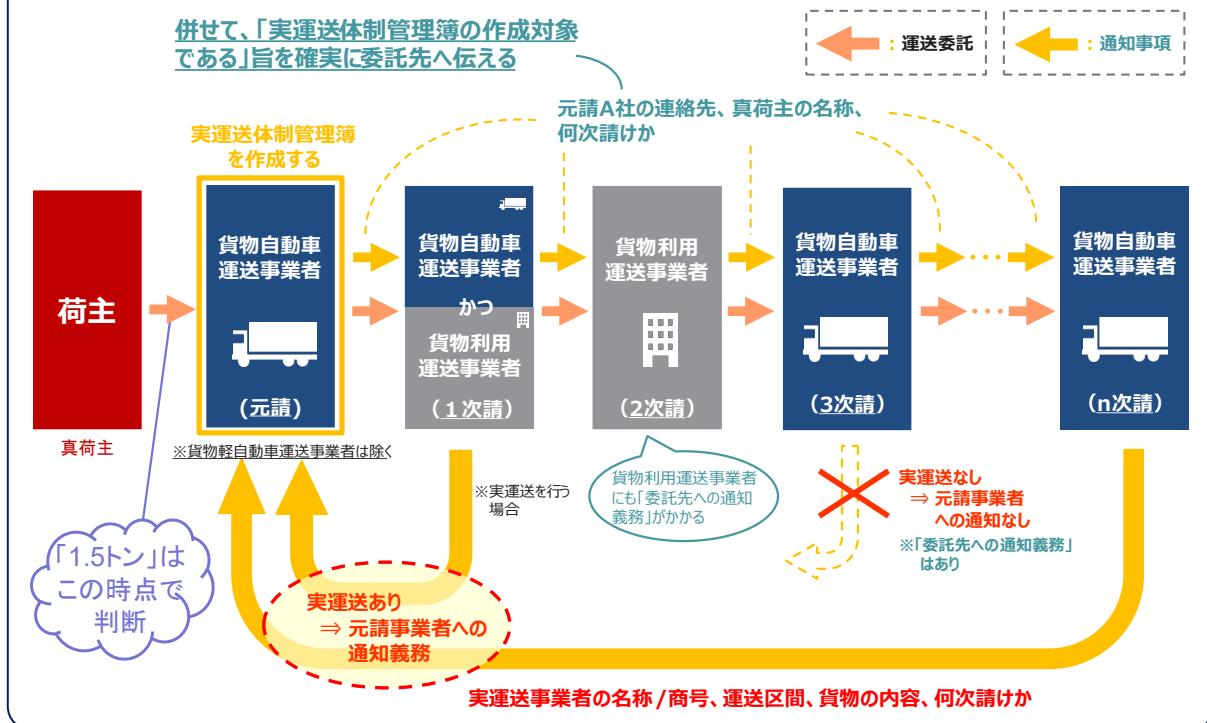
を元請事業者に対して通知し、そこからさらに利用運送を行うときは（i）～（iii）の事項を委託先の運送事業者に対して通知します。なおその際に、当該貨物の運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようしてください。以降はこの通知フローの繰り返しとなります。

元請事業者は、実運送事業者から通知を受けた①～③の事項を実運送体制管理簿に記録することとなります。

通知フローのイメージについては、図4をご参照ください。

## 実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー

図4



### 問4-7 「1.5トン」はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

### 問4-7-2 真荷主から一度の運送依頼で引き受けた貨物の重量は「1.5トン」以上ありましたら、配達先（荷受人）が複数あり、それぞれの重量は「1.5トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 配達先（荷受人）が複数あったとしても、当該運送が一の運送契約に基づき行われる場合には、一度の運送依頼で引き受ける貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象となります。

他方で、配達先（荷受人）ごとにそれぞれ別々の運送契約に基づいて運送が行われる場合には、各運送契約ごとの貨物の重量で判断することとなり、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-7-3 真荷主との間で基本契約を締結しており、当該基本契約に基づき引き受けた貨物の合計重量は「1.5トン」以上ありましたが、運送依頼自体は複数回に分かれており、それぞれの重量は「1.5トン」未満でした。この場合、実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

答 一の運送契約に基づき複数回の運送依頼が行われる場合、それぞれの運送依頼毎の貨物の重量で判断することとなるため、お尋ねのケースについては作成義務の対象とはなりません。

問 4-8 請負階層はどのようにカウントするのでしょうか。

答 真荷主と元請事業者の間で締結された運送契約の後に締結された運送契約の数でカウントします。つまり、元請事業者の委託先が「1次請け」、「1次請け」の委託先が「2次請け」となり、以降運送契約が締結されるたびに次数が増えていきます。なお、下請構造の中にいる第1種貨物利用運送事業者も運送契約の主体となるため、請負階層にカウントされます。（図4をご参考ください。）

問 4-8-2 マッチングサイトは請負階層にカウントされますか。

答 下請構造の中にいるマッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者である場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体となるため請負階層にカウントされます。他方で、マッチングサービス事業者が第1種貨物利用運送事業者でない場合、当該マッチングサービス事業者は運送契約の主体とならないため請負階層にはカウントされません。

問 4-9 「運送区間」や「貨物の内容」はどこまで詳細に書く必要がありますか。

答 どの運送について記録されたものであるかが、真荷主及び元請事業者ともに分かる状態であれば、特に記載の粒度は問いません。運送区間を「東京～大阪」のように都道府県単位で記載することや、貨物の内容を「雑貨」や「食料品」のような粒度で記載することも可能です。

問 4-10 問 4-1について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかになっている場合を指します。このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、一度実運送体制管理簿を作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。ただし、委託関係（下請構造）や実運送事業者が異なる運送を行った場合には、当該運送について実運送体制管理簿

に記録しなければなりません。

問 4-10-2 問 4-10 に該当する場合、実運送体制管理簿はどのように作成すればよいでしょうか。それ以降に行う運送について「貨物の内容」や「運送区間」などが異なる場合でも、記録は不要という理解でよいでしょうか。

答 真荷主から貨物の運送を引き受けてから初めて行う運送について実運送体制管理簿を作成してください。それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、「貨物の内容」や「運送区間」等が異なっていても、委託関係（下請構造）や実運送事業者に変わりがない場合は、実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

なお、最初に記録した運送から1年（※法定の保存期間）を経過した場合は、そこから初めて行う運送について改めて実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-10-3 問 4-10 について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。

答 利用運送先の貨物自動車運送事業者が一者でない場合であっても、貨物の種類や運送区間等に応じて利用運送先を使い分けているなど、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送事業者及びその請負階層が実質的に特定できるような場合には、貨物の運送ごとの記録は要しません。他方で、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定していたとしても、荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、実運送を行う貨物自動車運送事業者及びその請負階層が特定されないような場合には、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿に記録する必要があります。

問 4-11 貨物自動車運送事業者であり、かつ、貨物利用運送事業者でもある者が、荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合、作成義務の対象となるのか。

答 前提として、契約を結ぶ時点で、自身がどういった者（貨物自動車運送事業者なのか貨物利用運送事業者なのか）として運送を引き受けるかを明確にしていただくことが基本であると考えており、貨物自動車運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象になり、貨物利用運送事業者として引き受けた場合は作成義務の対象にはなりません。

他方で、そういう対応が難しい場合には、荷主より引き受けた貨物の運送について、

- ・すべて利用運送することがあらかじめ決まっている場合は「貨物利用運送事業者」
- ・少しでも自社で運送する可能性がある場合は「貨物自動車運送事業者」として取り扱っていただくことは否定されないものと考えられます。

いずれの場合においても、利用運送を行う際に、例えば「弊社は真荷主に該当するため、御社は元請事業者となります」と伝えるなど、委託先が自身に実運送体制管理簿の作成義務があるのか否かを明確に把握できるようにしてください。

問 4-12 実運送体制管理簿の作成義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」には実運送体制管理簿の作成義務の対象外となりますが、それ以外の場合で、真荷主から1.5トン以上の貨物の運送を引き受け、かつその運送の全部又は一部について利用運送を行うときは、基本的に実運送体制管理簿を作成する必要があります。なお、書面交付義務と同様に、単なるスポット輸送については「災害その他緊急やむを得ない場合」には該当しません。

問 4-13 実運送体制管理簿はいつから作成する必要がありますか。

答 施行日以降に元請事業者が委託先に運送依頼を行ったものから作成する必要があります。例えば、基本契約が施行日より前に締結されている場合であっても、運送依頼自体が施行日以降に行われた運送については、実運送体制管理簿の作成対象となります。

問 4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。

答 作成期限について具体的な定めはありませんが、運送完了後遅滞なく作成することが望ましいです。なお、例えば一ヶ月をまとめて当該月の末日や翌月初めに作成するという対応をとることについては特に問題ないものと考えられます。

問 4-15 実運送体制管理簿に決まった様式はありますか。既存の配車表を活用することは可能ですか。

答 実運送体制管理簿に決まった様式はありませんので、各事業者において作成しやすい形で作成いただいて問題ありません。必要事項が記載されていれば、既存の配車表等も活用いただけます。

また、一例として実運送体制管理簿の作成イメージ（図5）を掲載しますので、参考にしてください。

問 4-16 実運送体制管理簿は紙で作成・保存しなければいけませんか。

答 実運送体制管理簿については電磁的記録による作成・保存も可能としているところであり、検索や管理の容易性からも電磁的記録により作成・保存を行うことは有効です。

## 実運送体制管理簿のイメージ

図5

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

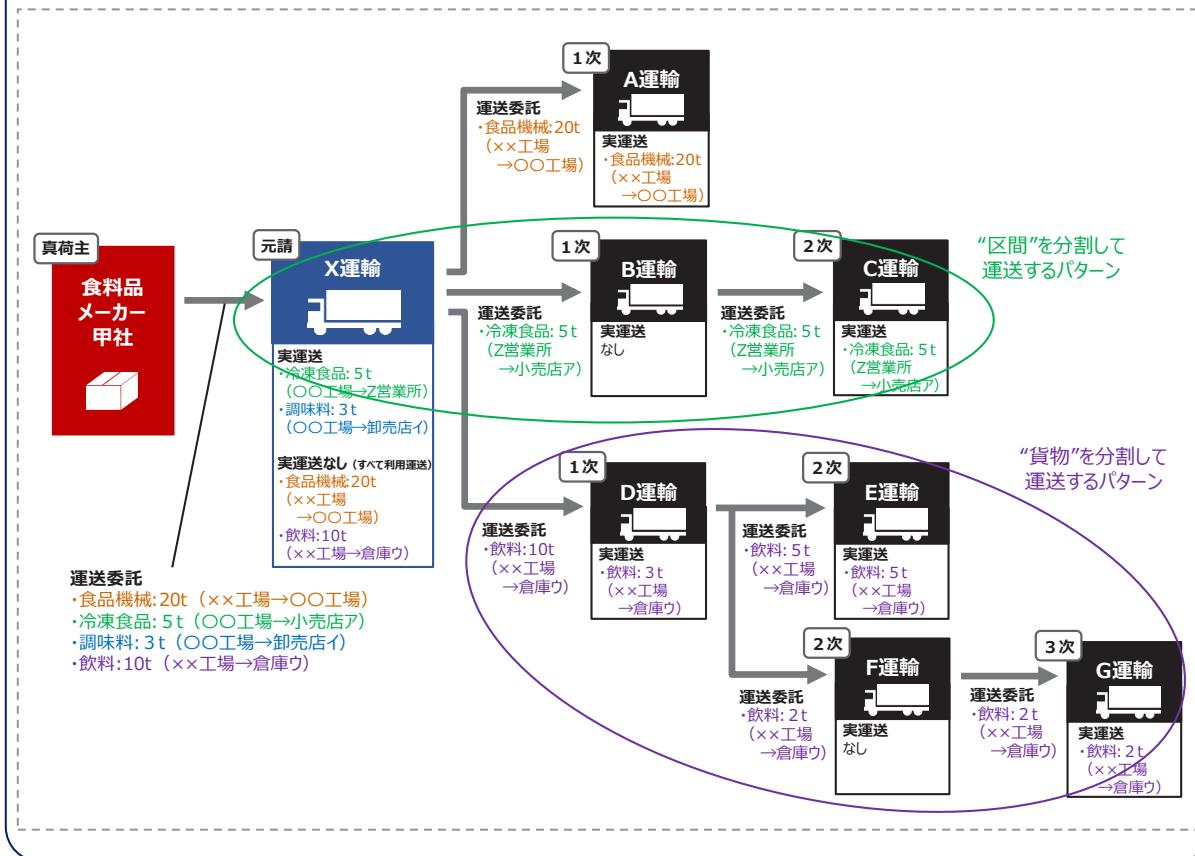
事例：トラック事業者X運輸

- 荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- 食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図の下請構造により運送した場合

**赤枠：必須の記載事項**

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）						
※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは 「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ						
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）						
※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送） ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない						
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名
2/1(木)	× × 工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○
2/2(金)	× × 工場～倉庫W	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○
2/2(金)	× × 工場～倉庫W	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○
2/2(金)	× × 工場～倉庫W	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要



問 4-17 作成した実運送体制管理簿は国に提出する必要がありますか。

答 国に対して定期的な提出等は必要ありませんが、監査やトラック・物流Gメンによる調査等において求めがあった場合は、提出する必要があります。また、真荷主は元請事業者に対して実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

問 4-18 実運送体制管理簿の作成・保存義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-19 実運送体制管理簿に係る通知義務違反に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、トラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

問 4-20 実運送事業者より通知が来なかつたことで実運送体制管理簿が作成できなかつた場合、元請事業者は行政処分等の対象になりますか。

答 通知の不備により実運送体制管理簿が作成できなかつた場合、一義的には通知の不備の原因を発生させた者（＝通知を滞らせた者）にその責任があると考えられるため、当該者に対して行政処分が行われる可能性があります。

他方で、実運送事業者から通知が来なかつた場合でも、元請事業者は、実運送事業者及びその請負階層の把握に取り組んでください。

問 4-21 下請構造の中にいる場合において、委託者から通知が来なかつたために伝達事項を把握できず、元請事業者等に伝達事項を通知できなかつた場合、行政処分等の対象になりますか。

答 上流の事業者が通知義務を怠る等して通知を受けられなかつた場合など下請構造の中にいる事業者が伝達事項を知ることができない場合は、当該事業者に通知義務は課されません（改正トラック法第24条の5第4項ただし書）。この場合、通知義務を怠った上流の事業者に対して行政処分が行われる可能性があります。

## 【5. その他】

問 5-1 改正法により特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等の手続が変更されると聞きました。詳細について教えてください。

答 従前、特定貨物自動車運送事業について、事業の譲渡、合併・分割又は相続（以下「事業譲渡等」という。）が発生した場合、当該事業の権利義務は自動的に承継されることとなっており、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされていました。

今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制を認可制とする改正を行いました。これに伴い、特定貨物自動車運送事業について、施行日以降に承継事由が生じる場合は、一般貨物自動車運送事業者と同様に、その事業譲渡等について認可を申請する必要が生じ、認可を受けなければその効力が生じないこととなります。

# 改正貨物自動車運送事業法の概要

## 1. 運送契約締結時等の書面交付義務関係

### <第12条関係>

- 真荷主（※1）と貨物自動車運送事業者（※2）が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を相互に交付しなければならないこととする（※3）。

### <第24条第2項及び第3項関係>

- 貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※4）は、運送の役務の内容及び対価（その利用する運送に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を当該他の貨物自動車運送事業者等に対して交付しなければならないこととする（※3）。

※1 真荷主とは「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの」をいう。以下同じ。

※2 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が該当する。

※3 書面交付の相手方から承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

※4 具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

## 2. 健全化措置関係

### <第24条第1項関係>

- 貨物自動車運送事業者等は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するとき（※5）は、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置（以下「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととする。

### <第24条の2～第24条の4関係>

- 一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者（※6）は、運送利用管理規程（健全化措置の実施に関する規程）を定めるとともに、運送利用管理者（健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するために選任される者）を選任し、国土交通大臣に届け出なければならないこととする。

※5 具体的には以下の3通りの場面に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にいる場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

※6 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。また、一定の規模以上の貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者を「特別一般貨物自動車運送事業者」、特定貨物自動車運送事業者を「特別特定貨物自動車運送事業者」という。

## 3. 実運送体制管理簿の作成・保存義務関係

### <第24条の5関係>

- 貨物自動車運送事業者（※7）は、真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送事業者の商号又は名称等を記載した実運送体制管理簿を作成し、その引き受けた貨物の運送が完了した日から一年間、これを営業所に据え置かなければならないこととする。

※7 当該貨物自動車運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者が該当する。



令和7年4月1日施行  
**改正貨物自動車運送事業法の解説**  
～トラック事業者の取引に対する規制的措置について～

---

公益社団法人 全日本トラック協会  
監修：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課  
作業協力：流通経済大学 物流科学研究所

**MEMO**

**MEMO**

**MEMO**

**MEMO**

**MEMO**

**MEMO**



